

学 生 便 覧

大学院医工農学総合教育部

修士課程：生命医科学専攻

博士課程：人間環境医工学専攻
(生体環境学コース)

先進医療科学専攻

生体制御学専攻



UNIVERSITY
OF
YAMAGUCHI

2016

平成 28 年度

山梨大学

学 生 便 覧 目 次

◎ 学則・細則等

【共通】

1. 山梨大学大学院学則	1
2. 山梨大学学位細則	19
3. 山梨大学英文学位記交付要領	24
4. 山梨大学大学院研究生細則	25
5. 山梨大学大学院特別研究学生交流細則	27
6. 山梨大学外国人留学生細則	29
7. 山梨大学大学院医工農学総合教育部GPA制度に関する要項	31
8. 山梨大学大学院医工農学総合教育部細則	34

【修士課程 生命医科学専攻】

9. 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻履修要項	52
10. 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻学位論文審査要項	53
11. 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び 修士課程看護学専攻長期履修学生制度細則	56

【博士課程 人間環境医工学専攻生体環境学コース】

12. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位論文審査要項	60
13. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域 人間環境医工学専攻生体環境学コース学位審査実施要領	66
14. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程人間環境医工学専攻 生体環境学コース長期履修学生制度細則	69

【博士課程 先進医療科学専攻・生体制御学専攻】

15. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域学位論文審査要項	73
16. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域学位審査実施要領	78
17. 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域 先進医療科学専攻・生体制御学専攻長期履修学生制度細則	79

1 山梨大学大学院学則

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	4月	1日
	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月23日	
	平成20年	3月19日	
	平成21年	3月18日	
	平成21年	10月30日	
	平成24年	7月25日	
	平成26年	9月29日	
	平成26年	11月28日	
	平成26年	12月24日	
	平成27年	11月26日	

第1節 総則

(目的及び使命)

第1条 山梨大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。

2 教育学研究科修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 医工農学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の育成を目的とする。

4 医工農学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 教育学研究科教職大学院の課程は、地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場で創成しリードする力を育成することを目的とする。

(研究科、教育部)

第2条 大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。

教育学研究科

修士課程

教育支援科学専攻

教科教育専攻

教職大学院の課程

教育実践創成専攻

医工農学総合教育部

博士課程

4年博士課程

先進医療科学専攻

生体制御学専攻

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻

人間環境医工学専攻

機能材料システム工学専攻

情報機能システム工学専攻

環境社会創生工学専攻

修士課程

生命医科学専攻
看護学専攻
工学専攻
生命環境学専攻

2 前項の研究科、教育部及び各専攻ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第1のとおりとする。

(研究部)

第3条 大学院に総合研究部を置く。

(定員等)

第4条 大学院の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 開学記念日(10月1日)

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。

3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程の入学資格)

第9条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (8) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(教職大学院の課程の入学資格)

第9条の2 教職大学院の課程に入学することができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

(4年博士課程の入学資格)

第10条 4年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の医学部医学科を卒業した者
- (2) 大学の歯学部を卒業した者
- (3) 大学における修業年限6年の獣医学又は薬学を履修する課程を修了した者
- (4) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。）を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (10) 我が国において、外国の大学の16年の課程（医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めた者
- (11) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (12) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学部医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(3年博士課程の入学資格)

第11条 3年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第1項に規定する専門職大学院の課程を修了した者に授与される文部科学大臣の定める学位（以下この条において「専門職学位」という。）を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学出願の手続)

第12条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学志願者については、選考の上、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学宣誓書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第15条 大学院を退学した者、又は第36条第5号の規定により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学期の始めに入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第16条 他の大学院の学生で、大学院に転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学院の研究科長、教育部長又は学長の許可証を提出しなければならない。

(転専攻等)

第17条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の学生で、他の専攻及びそれに設置されるコースへ転専攻、転コースを志願する者については、当該研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第18条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は、2年とする。

2 4年博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 3年博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第19条 修士課程及び教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。

2 4年博士課程には8年を超えて在学することができない。

- 3 3年博士課程には6年を超えて在学することができない。
- 4 転入学、再入学又は転専攻を許可された者の在学年限は、所属研究科委員会、又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(長期履修学生)

第19条の2 大学院(教職大学院の課程を除く。)において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることがある。

- 2 長期履修学生の標準修業年限及び在学年限等必要な事項は、第18条及び第19条の規定にかかわらず、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針等)

第20条 大学院(教職大学院の課程を除く。)の教育は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教職大学院の課程は、その教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関する基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。
- 4 教育学研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院教育学研究科規則(以下「教育学研究科規則」という。)の定めるところによる。
- 5 医工農学総合教育部の授業科目、単位数及び履修方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則(以下「教育部細則」という。)の定めるところによる。

(単位の計算基準)

第20条の2 1単位の授業科目に必要な学修の時間及び計算基準については、山梨大学学則第24条を準用する。

- 2 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するときは、その組合せに応じ、前項により準用する規程を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価の基準等)

第20条の3 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 教育学研究科及び医工農学総合教育部は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
- 3 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の研究科又は教育部における授業科目の履修)

第22条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の研究科又は教育部において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科又は教育部における授業科目の履修により修得したものとみなすこと

ができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第23条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院の定めるところにより他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(他の大学院等における研究指導)

第24条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(転専攻前の専攻で修得した授業科目の単位)

第25条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、転専攻を許可された学生が転専攻前の専攻において履修した授業科目について修得した単位を、転専攻後の専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 大学院(教職大学院の課程を除く。)が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学の教育課程を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(単位修得の認定等)

第27条 各授業科目の単位修得の認定は、試験、研究報告又はその他の審査により行う。

2 前項に関する必要な事項は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育職員の免許状)

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において前項の所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、教育学研究科規則又は教育部細則の定めるところによる。

(教育方法等に関するその他の事項)

第29条 第20条から第28条に定めるもののほか、教育方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第30条 学生が他の大学院等で修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条及び第19条の期間に算入する。ただし、休学によって他の大学院等で学修したものは、第37条、第38条及び第39条に規定する課程の修了要件とはならない。

(休学)

- 第31条 学生が、病気その他特別の理由により2月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。
- 2 病気等の理由により修学することが適当でない認められる者に対しては、所定の手続を経て学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

- 第32条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算して、修士課程にあつては2年、4年博士課程にあつては4年、3年博士課程にあつては3年まで休学を許可することがある。
- 2 休学した期間は、第19条、第37条、第38条及び第39条の期間に算入しない。

(復学)

- 第33条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、復学することができる。

(転学)

- 第34条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

- 第35条 学生が、退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。
- (1) 修士課程及び教職大学院の課程に4年在学して、なお第37条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
 - (2) 3年博士課程に6年在学して、なお第39条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
 - (3) 4年博士課程に8年在学して、なお第38条に規定する課程修了の要件を満たすことができない者
 - (4) 第32条第1項の期間を超えて、なお修学できない者
 - (5) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
 - (6) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
 - (7) 長期間にわたり行方不明の者

第7節 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程の修了要件)

- 第37条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、教育学研究科規則又は教育部細則で定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

- 第37条の2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、46単位以上

(実習10単位を含む。)を修得することとする。

(博士論文研究基礎力審査による修了)

第37条の3 大学院設置基準第4条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、第37条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査(この条において「博士論文研究基礎力審査」という。)に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該過程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該課程において修得すべきものについての審査

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(4年博士課程の修了要件)

第38条 4年博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、教育部細則に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(3年博士課程の修了要件)

第39条 3年博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、教育部細則で定める授業科目について、ヒューマンヘルスケア学専攻においては16単位以上、他の専攻においては14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の3年博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「2年」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(教職大学院の課程に係る連携協力校)

第39条の2 教職大学院の課程は、前条に規定する実習その他当該課程の教育上の目的を達成するために、連携協力校を確保するものとする。

(学位の授与等)

第40条 修士課程の修了を認定された者に対して、修士の学位を授与する。

- 2 教職大学院の課程の修了を認定された者に対して、教職修士(専門職)の学位を授与する。
- 3 博士課程の修了を認定された者に対して、博士の学位を授与する。
- 4 前項に定める者のほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与する。
- 5 学位論文の審査及び最終試験の方法、その他学位に関し必要な事項は、山梨大学学位規程の定めるところによる。

第8節 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第42条 大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属研

究科委員会又は教育部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第19条に規定する在学年限には算入する。

第9節 研究生等 (研究生)

第43条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 大学院(教職大学院の課程を除く。)において一又は複数の授業科目の履修を志願する者に対しては、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の研究課題について研究指導を受けることを志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院(教職大学院の課程を除く。)において特定の授業科目の履修を志願する者に対しては、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院(教職大学院の課程を除く。)に学生として入学を志願する者があるときは、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で、大学院(教職大学院の課程を除く。)に研究生、科目等履修生、特別研究学生又は特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 3 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10節 その他 (検定料、入学料及び授業料)

第48条 検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(改正)

第49条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学大学院学則（平成7年4月1日制定）、山梨医科大学大学院規則（昭和61年4月1日制定）及び山梨大学大学院学則（平成14年10月1日制定）は、廃止する。
- 3 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、山梨大学大学院及び山梨医科大学大学院を修了するために必要であった教育課程の履修を本大学院において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行し、平成17年9月9日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 前項の規程にかかわらず、物質・生命工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 物質生命・工学専攻及び自然機能開発専攻の平成20年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

専 攻	収 容 定 員
物質・生命工学専攻	30人
自然機能開発専攻	52人

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、自然機能開発専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育学研究科学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻の各専修及び教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 教育学研究科修士課程及び教職大学院の課程の平成22年度収容定員は、別表（第4条関係）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研 究 科	課 程	専 攻	収容定員
教育学研究科	修士課程	学校教育専攻	6 (1)
		障害児教育専攻	3
		教育支援科学専攻	6 (1)
		教科教育専攻	55 (5)
	計	70 (7)	
	教職大学院の課程	教育実践創成専攻	14

- 4 転専攻等については、第17条第1項の規定にかかわらず、施行日前に在学する者は、コースを専修と読み替えるものとする。
- 5 第4条に定める医学工学総合教育部博士課程の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻名	収容定員		
			平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学工学総合教育部	4年	先進医療科学専攻	80	76	72
		生体制御学専攻	46	44	42
		計	126	120	114
	3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	12	12	12
		人間環境医工学専攻	52	50	48
		機能材料システム工学専攻	36	33	30
		情報機能システム工学専攻	33	30	27
		環境社会創生工学専攻	36	33	30
		計	169	158	147
	計	295	278	261	
合計			(7)	(6)	(6)
			879	862	845
			[6]	[6]	[6]

附 則

この学則は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第4条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部修士課程医科学専攻、機械システム工学専攻、電気電子システム工学専攻、コンピュータ・メディア工学専攻、土木環境工学専攻、応用化学専攻、生命工学専攻、持続社会形成専攻、人間システム工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 医工農学総合教育部修士課程及び前項の規定により存続する医学工学総合教育部修士課程の平成28年度の収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専攻	収容定員
医学工学総合教育部	医科学専攻	20
	看護学専攻	16
	機械システム工学専攻	33
	電気電子システム工学専攻	27
	コンピュータ・メディア工学専攻	30
	土木環境工学専攻	27
	応用化学専攻	30
	生命工学専攻	22
	持続社会形成専攻	24
	人間システム工学専攻	18
医工農学総合教育部	生命医科学専攻	10
	看護学専攻	14
	工学専攻	181
	生命環境学専攻	45
合計		497

- 4 附則第1項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている医学工学総合教育部博士課程先進医療科学専攻、生体制御学専攻、ヒューマンヘルスケア学専攻、人間環境医工学専攻、機能材料システム工学専攻、情報機能システム工学専攻、環境社会創生工学専攻及び当該教育課程は、施行日前に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前項の規定により存続する医学工学総合教育部博士課程及び医工農学総合教育部博士課程の平成28年度から平成30年度までの収容定員は、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科、教育部	専攻	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
医学工学総合教育部	先進医療科学専攻	51	34	17
	生体制御学専攻	30	20	10
	ヒューマンヘルスケア学専攻	8	4	0
	人間環境医工学専攻	32	16	0
	機能材料システム工学専攻	20	10	0
	情報機能システム工学専攻	18	9	0
	環境社会創生工学専攻	20	10	0
医工農学総合教育部	先進医療科学専攻	17	34	51
	生体制御学専攻	10	20	30
	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	8	12
	人間環境医工学専攻	16	32	48
	機能材料システム工学専攻	10	20	30
	情報機能システム工学専攻	9	18	27
	環境社会創生工学専攻	10	20	30
合計		255	255	255

別表第1(第2条第2項関係)

研究科、教育部	人材養成上の目的	教育目標
教育学研究科	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	教育実践に関わる学術諸分野と一般社会における専門的職業人の養成を目指します。
医工農学総合教育部 博士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	研究者もしくは高度な専門技術者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力並びに高い倫理観を備えた優れた研究者もしくは高度な専門技術者の養成を目指します。
医工農学総合教育部 修士課程	現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成	専門知識及び開発能力、問題発見・解決能力、国際的コミュニケーション能力を修得し、専門技術者・研究者として社会に貢献できる人材の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
教育支援科学専攻	学校教育に関わる諸問題について理論的・実践的な研究を深め、教育の本質とその現代的・将来的な課題を探求し得る高度な専門性並びに障害児教育についての高度な研究と実践に必要な専門的能力を有する有為な人材の養成	一人ひとり子どもたちの教育を受ける権利を保障しその成長発達ニーズに応え支援する教育実践・教育制度を探求し新たな教育実践を構想する力の基盤となる、教育支援科学的調査研究法とそれを駆使した知見の開発の進展と教育を目指します。
教科教育専攻	教科の教育内容に関する専門的知識を深め、教材とそのシーケンス及び授業法を開発できる人材の養成	教科の教育内容に関する専門的知識を深め教材とそのシーケンスおよび授業法について開発する力を育成するために、文化特性に応じて、各文化領域(言語文化、社会文化、科学文化、芸術文化、身体文化)における教育内容の核を構成する本質的知見および教材研究・授業法に関する基礎研究の進展とその教育を目指します。
教育実践創成専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校において指導的・中核的な役割を果たし得るに不可欠な確かな指導理論と高度で優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成（現職大学院生） ・実践的な指導力・展開力を備える新しい学校づくりの有力な担い手として自ら積極的に取り組み、将来的にリーダーとしての役割を果たすことができる新人教員の養成（学部卒大学院生） 	地域の学校の課題に即した学校改善・授業改善の構想力・実践力を育成するとともに、教育に関する高度の実践的専門性と教育実践を具体的な場でリードする力の育成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
先進医療科学専攻	治療法の開発、先端治療の臨床応用等に関する高度な教育研究を展開し、明日の医療を担う人材を養成	人体諸器官の機能発現機構とその内分泌、脳神経系による調節機構、悪性腫瘍、感染症をはじめとする種々の疾患の診断や治療技術・医療機器開発に関わる教育研究等を推進する。これらの教育研究を通じて、先進医学研究のフロンティアを切り開く人材の養成を目指します。
生体制御学専攻	生体の情報処理ならびに調節機構を解明し、様々な病態を学際的に理解できる人材の養成	現代生命科学研究の共通の手法である形態学、分子細胞生物学、生化学、分子遺伝学などの手法を駆使して生体の様々な情報処理・制御機構の解析を行い、同時にそれが障害された際に見られる病態を解明できる人材の養成を目指します。
ヒューマンヘルスケア学専攻	人間を科学的に理解し、健康生活の維持、促進を支援できる人材の養成	人間を身体・心理・社会的側面から包括的に捉え、小児・青年・成人・高齢者の健康問題からの回復および健康生活の維持・促進を支援することを目的とするヒューマンヘルスケア学にふさわしい実践方法、研究方法、および教育活動の開発・構築に努め、看護学の発展に寄与する人材の養成を目指します。
人間環境医工学専攻(生体環境学コース)	医学・工学の学問基盤に相互の知を融合させた先端的教育研究による、現代社会の難題に挑む人材の養成	医学、工学の教育、並びに倫理学・哲学、心理学等の人文・社会科学領域の教育も行い、生命科学に対する深い造詣と学際的な洞察力を持ち、将来、大学や研究所などの教育研究機関で、基礎研究や臨床医学研究を遂行するリーダーとして活躍できる人材の養成を目指します。
人間環境医工学専攻(生命情報システム学コース)	工学を基盤として、生命現象と多様な情報をシステムティックにとらえる複合的視野と医工融合分野へ挑む創造的意欲を持って、優れた医療環境と社会環境の実現に貢献できる人材の養成	生命工学・知能情報科学・先進医用工学を教育研究の柱として、生命現象に関わる多様な情報をシステムティックに解析し、幅広い生命および情報科学分野に貢献できると共に、医工融合領域の研究活動を行うのに必要な学際的知識と高度な研究能力並びに高い倫理観を兼ね備えた研究者及び高度技術者の養成を目指します。
機能材料システム工学専攻	新素材、高機能物質、各種先端ナノデバイスを開発し、新規産業分野の開拓を目指す人材の養成	「物質設計化学分野」、「電子機能開発分野」および「機能創造工学分野」の3分野で構成されています。科学技術立国を目指す我が国の国家的研究課題の中核をなす新素材および高機能物質の創製開発、情報化社会のさらなる発展に資する各種先端ナノデバイスの開発研究などを主たる対象とした総合的な教育研究のためのカリキュラムを配置し、一連の学術的な基盤

		を教授するとともに、その先端的知識と技術を新規産業分野の開拓に発展させることのできる創造的人材の養成を目指します。
情報機能システム工学専攻	生産システムや情報システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、情報通信ネットワークを広い視野から設計、構築、運用でき、国際的なプロジェクトで活躍できる人材の養成	「システムソリューション工学分野」、「情報通信システム工学分野」、「機械デザインシステム分野」、「機械情報システム分野」の4分野で構成されています。ソフトウェア、情報通信ネットワーク、生産システム、人間-機械システムを4つの柱として位置付け、それらを基礎としたものづくりのための生産システムをはじめ様々なビジネスシステムまで、幅広いシステムソリューションを提供するための教育研究を行い、国際的に通用する基礎学力をそなえ、ものづくりの新規技術や情報・通信技術を駆使して、さまざまな生産システムやビジネスシステムを、分析、設計、構築、運用、評価できるとともに、システム開発プロジェクトをリードできる人材の養成を目指します。
環境社会創生工学専攻	環境と調和した社会基盤の整備・保全に関する技術開発、自然機能に関する先端的技術の開発、社会の政策・計画における予測・評価手法の開発に関わる専門技術者・研究者を目指す人材の養成	「環境社会システム工学分野」、「環境社会創生工学分野」、「環境社会評価分野」の3分野、および、分野を超えた「国際流域総合水管理特別コース」で構成されています。環境社会創生の対象としての社会基盤施設と、それを取巻く環境の計画、設計、建設、計測、管理、保全に関わる専門技術を習得して時代の要請に応える社会基盤の創造を推進できる人材や、人と自然、人と人との共生社会の創生に関わる根源的な課題を多様な観点から考察し、持続可能な社会に向けた課題解決に必要な社会予測・評価方法を習得した人材の養成を目指します。なお、国際流域総合水管理特別コースでは、英語での講義を基本とするとともに、専門的な教育の他、国際的な学外組織との共同研究活動や国際的な会議の運営参加や発表などの経験を学生に課し、協調性ある国際人の養成を目指します。

専攻	人材養成上の目的	教育目標
生命医科学専攻	高度先端技術と学際的知識を備えた先進的な研究者、もしくは高度な専門技術者の養成	将来の生命科学研究を担う研究者の養成ばかりではなく、同時に生命科学、社会医学研究の成果を、医療機関の現場、保健医療行政および健康教育分野において実践できる高度の先端技術と学際的知識を持つ専門技術者の養成を目指します。
看護学専攻	質の高い看護サービスを提供できる看護専門職の養成	質の高い看護サービスを提供するために求められる科学的知識と技術を有する看護専門職の養成を目指します。
工学専攻	イノベーションの持続的創出を担いグローバルに活躍できる高度専門職業人の養成	工学系高度専門職業人に共通して求められる解析法および分析法を修得させるとともに、高度な専門知識および専門応用能力をもち、各種工業技術を適正かつ効率的に駆使し、産業分野で中核となって活躍できる人材を育成します。くわえて、関連する専門分野をより広く学ぶことにより俯瞰的なものの見方を身につけ、コミュニケーション能力や国際的視野も兼ね備え、社会や産業の急速な変化に対応できるとともに新たな産業分野においても活躍できる素養を身につけた工学系高度専門職業人の養成を目指します。
生命環境学専攻	人類の普遍的課題である「食と健康」及び「生命と環境」に関する多様で複雑な諸課題を、農学を基盤とした学際的取り組みによって解決へと導くことが出来る高度専門職業人の養成	農学を基盤とした文理融合教育により広範な知識を身につけると共に、「バイオサイエンスコース」、「食物・ワイン科学コース」、「地域環境マネジメントコース」の各コースの専門科目を学ぶことにより、「食と健康」及び「生命と環境」に関する深い専門性と高度な技術を備えた人材の養成を目指します。

別表第2 (第4条関係)

(単位:人)

研究科、 教育部	課 程	専 攻	入学定員	収容定員		
教育学研究科	修士課程	教育支援科学専攻	6 (1)	12 (2)		
		教科教育専攻	22 (2)	44 (4)		
		計	28 (3)	56 (6)		
	教職大学院 の課程	教育実践創成専攻	14	28		
医工農学総合教育部	修士課程	生命医科学専攻	10	20		
		看護学専攻	14	28		
		工学専攻	181	362		
		生命環境学専攻	45	90		
		計	250	500		
	博士課程	4年	先進医療科学専攻	17	68	
			生体制御学専攻	10	40	
			計	27	108	
		3年	ヒューマンヘルスケア学専攻	4	12	
			人間環境医工学専攻	16	48	
			機能材料システム工学専攻	10	30	
			情報機能システム工学専攻	9	27	
			環境社会創生工学専攻	10	30	
		計	49	147		
		計	76	255		
		合 計			368	839

(注) () は外国人留学生で内数

2 山梨大学学位細則

制定 平成27年11月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第5項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学研究科修士課程	修士（教育学）
医工農学総合教育部修士課程	
生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程	
4年博士課程	
先進医療科学専攻	博士（医学）
生体制御学専攻	博士（医学）
3年博士課程	
ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
人間環境医工学専攻	博士（医科学）
〃	博士（医工学）
〃	博士（情報科学）
機能材料システム工学専攻	博士（工学）

情報機能システム工学専攻	博士（工学）
環境社会創生工学専攻	博士（工学）
〃	博士（学術）
グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム	博士（工学）

（学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

（学位論文の中間審査）

第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

（修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出）

第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出）

第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

（学位論文又は研究成果の提出）

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

(学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 教育学研究科長は、第5条により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験を教育学研究科委員会に付託するものとする。

2 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

(審査委員)

第10条 教育学研究科委員会及び医工農学総合教育部教授会(以下「研究科委員会等」という。)

は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

(最終試験)

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長

が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって当該研究科委員会等に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 教育学研究科長又は医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないと考えられた者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

- 3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文（博士）」又は「山梨大学審査学位論文（博士）要旨」と明記しなければならない。

（学位の名称）

第22条 本学の修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

（学位授与の取消）

第23条 本学において修士、博士又は教職修士（専門職）の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は当該研究科委員会等の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

（学位記の様式）

第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

（雑則）

第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学学位規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

別記様式（省略）

3 山梨大学英文学位記交付要領

(趣旨)

1 この要領は、山梨大学（以下「本学」という。）において修士又は博士の学位を授与された者に対して、英文による学位記の副本（以下「英文学位記」という。）を交付することについて定めるものである。

(英文学位記の交付)

2 本学において修士又は博士の学位を授与された者で、英文学位記の交付を希望する者に対して交付するものとする。

(英文学位記の様式)

3 英文学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(研究科等の英文名)

4 研究科・教育部、専攻及び学位の英文名は、別表のとおりとする。

(英文学位記の交付方法)

5 英文学位記は、学位記と同一日付で交付するものとする。

附 記

この要領は、平成18年11月21日から実施する。

別記様式及び別表（省略）

4 山梨大学大学院研究生細則

制定 平成28年2月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、山梨大学大学院（以下「大学院」という。）の研究生について必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、医工農学総合教育部の次の専攻については、月の始めに入学させることができる。

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 修士課程 | 生命医科学専攻
看護学専攻 |
| 4年博士課程 | 先進医療科学専攻
生体制御学専攻 |
| 3年博士課程 | ヒューマンヘルスケア学専攻
人間環境医工学専攻（生体環境学コース） |

(入学資格)

第3条 修士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第9条の規定に該当する者とする。

2 医工農学総合教育部4年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第10条の規定に該当する者とする。

3 医工農学総合教育部3年博士課程の研究生として入学することのできる者は、大学院学則第11条の規定に該当する者とする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願しようとする者は、指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長に願い出るものとする。

- (1) 入学願書（所定の様式）
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
 - (4) 最終学校の成績証明書
 - (5) 健康診断書
 - (6) 推薦書（学校、企業等に勤務している者にあつては、その所属長の承認書）
 - (7) その他大学院が必要と認める書類
- 2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(入学者の選考)

第5条 研究生の選考は、それぞれ次の委員会又は教授会が行う。

- | | |
|-----------|--------------|
| 教育学研究科 | 教育学研究科委員会 |
| 医工農学総合教育部 | 医工農学総合教育部教授会 |

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年以内とする。ただし、第2条ただし書きの規定により入学した者については、入学年度を超えないものとする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、指導教員の承諾を得て、教育学研究科又は医工農学総合教育部の長を経由し学長に願い出るものとする。

(退学)

第8条 研究生は、途中で退学しようとするときは、指導教員の承諾を得た後、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長の確認を経て学長の許可を受けなければならない。

(検定料等)

第9条 検定料、入学料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

2 納入した検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 研究に要する経費は、研究生の負担とすることがある。

(証明書の交付)

第10条 教育学研究科又は医工農学総合教育部の長は、指導教員の認定により研究証明書を交付することができる。

(除籍)

第11条 学長は、指導教員が研究生として適当でないと認めた場合は、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長の確認を経て、これを除籍することができる。

(諸規則等の準用)

第12条 この細則に定めるもののほか、大学院学則その他学内諸規則の学生に関する規程は、研究生にこれを準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院研究生規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

5 山梨大学大学院特別研究学生交流細則

制定 平成28年 2月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第24条の規定に基づき、他の大学の大学院又は研究所等（外国の大学の大学院又は研究所等を含む。以下「他大学院等」という。）において、研究指導を受ける者（以下「特別研究派遣学生」という。）及び大学院学則第45条の規定に基づき、他の大学の大学院の学生で、山梨大学（以下「本学」という。）の大学院において研究指導を受けようとする者（以下「特別研究学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学院等との協議)

第2条 大学院学則第24条及び第45条の規定に基づく本学大学院と他大学院等との協議は、次に掲げる事項について、教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会（以下「研究科委員会等」という。）の議を経て、教育学研究科長又は医工農学総合教育部長（以下「研究科長等」という。）が行うものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 学生数
- (3) 研究指導を行う期間
- (4) その他必要な事項

第2章 特別研究派遣学生

(出願手続)

第3条 特別研究派遣学生として他大学院等の研究指導を受けることを志願する者は、所定の願書を研究科長等に提出しなければならない。

(研究指導の承認)

第4条 前条の出願があったときは、研究科委員会等の議を経て、第2条に規定する協議に基づき、研究科長等が許可し、学長に報告するものとする。

(研究指導期間)

第5条 特別研究派遣学生の研究指導を受ける期間は、1年以内とする。ただし、医工農学総合教育部4年博士課程及び3年博士課程に在籍する学生で、教育研究上有益と認められたときは、研究科委員会等の議を経て、他大学院等と協議の上、研究指導を受ける期間の延長を許可することがある。

2 前項の研究指導を受ける期間は、通算して2年を超えることができない。

(修業年限及び在学年限の取扱い)

第6条 特別研究派遣学生としての研究指導を受ける期間は、大学院学則第18条に規定する標準修業年限及び大学院学則第19条に規定する在学年限に算入する。

(研究報告)

第7条 特別研究派遣学生は、他大学院等において研究指導が終了したときは、直ちに（外国の大学院等で研究指導を受けた者にあつては、帰国の日から1月以内）研究科長等に研究終了報告書を提出しなければならない。

(研究指導の承認の取消し)

第8条 研究科長等は、特別研究派遣学生が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会

等の議を経て、他大学院等と協議の上、研究指導の承認を取り消すことがある。

- (1) 本学又は他大学院等の規則等に違反したとき。
- (2) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められたとき。

第3章 特別研究学生

(出願手続)

第9条 特別研究学生として本学大学院において研究指導を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を本学大学院が別に定める期間内に、所属する他大学院等の長を経て、研究科長等に提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生入学願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 所属する大学院の長の推薦書
- (4) 健康診断書

(入学の許可)

第10条 他大学院等から特別研究学生の受入れについて依頼があったときは、第2条に規定する協議に基づき、選考の上、研究科委員会等の意見を聴いて、学長が入学を許可するものとする。

(研究指導状況報告書の交付)

第11条 研究科長等は、所定の研究指導を終了した特別研究学生で研究指導状況報告書の交付を希望する場合は、研究指導状況報告書を交付する。

(検定料、入学科及び授業料)

第12条 特別研究学生に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 次の各号の一に該当する特別研究学生の授業料は、徴収しない。

- (1) 国立大学の大学院の学生である場合
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日文科科学省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した大学からの外国人留学生である場合
- (3) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月10日文科科学省学術国際局長裁定）に基づき協定を締結した公立大学又は私立大学の大学院の学生である場合

3 既納の授業料は返還しない。

(実験、実習等の費用)

第13条 実験、実習等に要する費用は、特別研究学生に負担させることがある。

(準用規定)

第14条 第5条及び第8条の規定は、特別研究学生について準用する。この場合において、第5条及び第8条中「特別研究派遣学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、山梨大学学則及び大学院学則の規程を準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院特別研究学生交流規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

6 山梨大学外国人留学生細則

制定 平成28年2月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学学則（以下「学則」という。）第44条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第47条第3項の規程に基づき、外国人留学生に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 外国人留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格により、本学に入学を許可された者をいう。

(区分)

第3条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 専攻科学生
- (4) 研究生
- (5) 科目等履修生
- (6) 特別聴講学生
- (7) 特別研究学生

(入学の時期)

第4条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。ただし、研究生については、月の始めとすることができる。

(入学資格)

第5条 外国人留学生の入学資格は、第3条の区分に応じ、それぞれ学則、大学院学則、山梨大学専攻科規則、山梨大学研究生細則、山梨大学大学院研究生細則、山梨大学科目等履修生細則、山梨大学大学院科目等履修生細則の定めるところによる。

(入学出願の手続)

第6条 外国人留学生として入学を志願する者は、所定の書類に検定料を添え、学長に願い出なければならない。

(合格者の選考)

第7条 合格者の選考は、学力、人物、健康等のほか、修学に必要な語学力について行う。
2 前項の選考結果による合格者の決定は、当該学部の教授会、又は研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ)

第8条 国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にかかわらず、文部科学省からの依頼に基づき、当該学部、又は研究科委員会の意見を聴いて学長が決定する。

(特別聴講学生及び特別研究学生の受入れ)

第9条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れについては、第6条及び第7条の規定にかかわらず、それぞれ山梨大学学生交流細則、山梨大学大学院特別研究学生交流細則の定め

るところによる。

(入学手続)

第10条 第7条の選考に合格した者、第8条及び第9条の規定により受入を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入するとともに、所定の書類を提出しなければならない。

(入学許可)

第11条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(検定料等の特例)

第12条 国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料（以下「検定料等」という。）は徴収しない。

2 前項のほか、授業料を不徴収とする旨の大学間交流協定、学部間交流協定を締結した外国の大学からの外国人留学生の検定料等は徴収しない。

(学則等の準用)

第13条 この細則に定めるもののほか、外国人留学生に関して必要な事項は、学則、大学院学則及びその他学内規程等の学生に関する規定を準用する。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 山梨大学外国人留学生規則（平成16年4月1日制定）は廃止する。

7 山梨大学大学院医工農学総合教育部GPA制度に関する要項

制定 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学大学院医工農学総合教育部（以下「教育部」という。）におけるグレードポイントアベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と学生支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目1段階の成績評価に対応して4～0のグレードポイント（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位当たりのGP平均値をいう。

2 GPA対象授業科目は、次の各号に掲げる授業科目とする。

- (1) 100点を満点として成績評価されるすべての授業科目
- (2) 山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条及び第23条の規定により履修した授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目
- (3) 大学院学則第26条の規定により、本教育部における授業科目の履修により修得したものとみなされた授業科目であって、第1号の要件を満たす授業科目

3 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、GPAの対象から除く。

- (1) 合格か不合格かだけを判定する授業科目
- (2) 転入学した際の単位認定科目
- (3) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (4) 他の大学院等との単位互換等で修得した科目

(成績評価およびGP)

第3条 教育部で定める成績評価並びにGPは、次のとおりとする。

(1) S	(95～100)	GP=4.0
(2) S ⁻	(90～94)	GP=3.7
(3) A ⁺	(87～89)	GP=3.3
(4) A	(83～86)	GP=3.0
(5) A ⁻	(80～82)	GP=2.7
(6) B ⁺	(77～79)	GP=2.3
(7) B	(73～76)	GP=2.0
(8) B ⁻	(70～72)	GP=1.7
(9) C	(66～69)	GP=1.3
(10) C ⁻	(60～65)	GP=1.0
(11) F	(0～59及び未受験)	GP=0.0
(12) N	(無資格)	GP=0.0
(13) T	(認定)	GP=対象外
(14) I	(未入力、保留)	GP=対象外

(GPAの種類及び計算方法)

第4条 GPAは、当該学期に履修した第2条第2項各号に定めるGPA対象科目について、学期GPA及び通算GPAに区分し、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点以下第2位を四捨五入して表記するものとする。

- (1) 学期GPAは、当該学期の授業科目ごとに得たGPに当該授業科目の単位数を乗じる計算を、当該学期に成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を当該学期に成績評価

を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

学期GPA = (当該授業科目のGP × 当該学期に履修登録した授業科目の単位数) の合計
／当該学期の成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

- (2) 通算GPAは、入学時からの現在の学期までの授業科目ごとに得たGPに、当該授業科目の単位数を乗じる計算を、入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分行い、その合計を入学時からの現在の学期までに成績評価を受けた授業科目の単位数の合計で除して算出する。

通算GPA = (入学時からの当該授業科目のGP × 履修登録した授業科目の単位数) の合計
／入学時から成績評価を受けた授業科目の単位数の合計

(GPA計算期日)

第5条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日（以下「GPA計算期日」という。）までに確定した成績に基づいて行う。

- 2 第3条第14号に規定する成績の保留又は追試験等のため期日までに成績が確定していない科目については、計算上は履修していないものとして取扱う。
- 3 GPA計算期日は、原則として前期にあつては9月1日、後期にあつては3月10日とする。

(履修の取り消し)

第6条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。

- 2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。
- 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。
- 4 履修登録修正期限までに履修登録を取り消した場合を除き、履修を放棄した科目の成績は第3条第12号に規定する無資格として扱う。

(再履修等における授業科目の取扱い)

第7条 不合格（F又はN GP=0）と評価され、後に再履修等によって合格となった場合は、不合格の成績評価と新たな成績評価を併記して記録する。

(GPAの通知及び記載)

第8条 GPAの学生への通知は、学期GPA及び通算GPAを記載した修得単位通知書により行う。

- 2 学期GPA及び通算GPAは、成績証明書及び成績原簿に記載する。

(GPAデータの提供及び活用)

第9条 本学職員が、教育活動の改善等を目的として行なう調査研究等においてGPAデータの提供を希望する場合は、別紙申請書により、大学教育センター長に申請するものとする。

- 2 大学教育センター長は、前項の申請理由が適当であると判断したときは、GPAに係る各種資料を提供するものとする。

第10条 削除

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、GPAに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医学工学総合教育部GPA制度に関する要項（平成24年4月1日制定）は廃止する。

8 山梨大学大学院医工農学総合教育部細則

制定 平成28年1月27日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条第2項、第29条及び第37条の3第2項の規定に基づき、山梨大学医工農学総合教育部の教育課程及び履修方法等に関し、必要な事項を定める。

第2章 修士課程

(履修基準)

第2条 修士課程の学生は、別表1に定める基準に従って所定の単位を修得しなければならない。

(授業科目及び単位数)

第3条 修士課程で開講する各専攻の授業科目及び単位数は、別表2のとおりとする。

(単位の基準)

第4条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 研究及び実習については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(指導教員)

第5条 医工農学総合教育部教授会（以下「教授会」という。）は修士課程の学生に対して、修士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

- 2 前項の研究指導は、主指導教員と副指導教員からなる教員の組織（以下「指導教員グループ」という。）を定めて行うことができる。
- 3 指導教員グループについては、別に定める。

(転専攻等)

第6条 大学院学則第17条第1項の規定により、修士課程の学生で、転専攻を志願する者は、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

- 2 他の研究科に転専攻を志願する者は、教授会の承認を得た後、他の研究科に願い出るものとする。
- 3 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。
- 4 転専攻の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認

を得なければならない。

- 5 転専攻した場合の在学期間は、教授会が定める。
- 6 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻が行う。
- 7 転コースについては、別に定める。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第7条 大学院学則第22条及び第23条の規定により、修得した単位は、合計10単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び学部における授業科目の履修)

- 第8条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第2条に規定する単位として認めることができる。
- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、学部の課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。
 - 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第2条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

- 第9条 大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。ただし、この期間は1年を超えないものとする。
- 2 前項の規定により受けた研究指導は、修士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第2条に規定する単位として認めることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第11条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

- 第12条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。
- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
 - 3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。
 - 4 他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。
 - 5 学部の課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、当該学部長の許可を受けなければならない。
 - 6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続ができなかった者は、帰国後、当該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

第13条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。ただし、研究については、特に試験又は研究報告の審査以外の方法で、これに代えることができる。

(成績)

第14条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S⁻ 90～94点
- (3) A⁺ 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A⁻ 80～82点
- (6) B⁺ 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B⁻ 70～72点
- (9) C 66～69点
- (10) C⁻ 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(修士の学位論文又は研究成果)

第15条 修士課程の学生は、修士の学位論文又は研究成果を指導教員の承認を得て、教育部長に提出しなければならない。ただし、大学院学則第37条の3に規定する博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者については、この限りでない。

2 学位論文又は研究成果は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(博士論文研究基礎力審査)

第15条の2 前条第1項ただし書中の博士論文研究基礎力審査を申請しようとする者は、指導教員の承認を得て、教育部長に願い出なければならない。

2 博士論文研究基礎力審査は、所定の単位数を修得した者でなければ願い出ることができない。

(最終試験)

第16条 修士課程の最終試験を受験することができる者は、修士の学位論文又は研究成果の審査を終了した者でなければならない。

(博士課程への進学)

第17条 本学の修士課程を修了し、引き続き本学の博士課程に進学しようとする者については、選考の上、進学を許可する。

2 前項の規定により博士課程に進学しようとする者は、博士課程において指導を受けようとする教員の承認を得た上、進学願書を教育部長に提出しなければならない。

3 教育部長は、進学願書を受け付けたときは、博士課程の各専攻に選考を付託するものとする。

4 博士課程の各専攻は、進学の選考が終了したときは、その結果を各領域委員会に報告するものとする。

5 博士課程の各領域委員会は、前項の報告に基づいて進学を承認するものとする。

(教育職員免許状取得)

第18条 教育職員免許法による免許状を取得しようとする者は、同法に定める単位を修得

しなければならない。

- 2 修士課程において、教員の免許状の所要資格を取得できる専攻は次に掲げる専攻とし、取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。
高等学校教諭専修免許状（工業）
工学専攻
- 3 第1項に定める単位は、別表3に掲げる授業科目のうちから修得するものとする。

第3章 博士課程

（履修基準）

第19条 博士課程の学生は、別表4に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

（授業科目及び単位数）

第20条 博士課程で開講する専攻別の授業科目及び単位数は、別表5のとおりとする。

（単位の基準）

第21条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) フィールド・リサーチ、実験及び研究については、30時間から45時間までの範囲で、各専攻の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する特別研究等の授業科目において、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（指導教員）

第22条 教授会は博士課程の学生に対して、博士の学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）を行う教員（以下「指導教員」という。）を定める。

- 2 前項の研究指導は、指導教員グループを定めて行うことができる。
- 3 指導教員及び指導教員グループについては、別に定める。

（転専攻）

第23条 大学院学則第17条第1項の規定により、博士課程の学生で、転専攻を志願する者は、教育部長に転専攻願を提出し、教授会の承認を得るものとする。

- 2 （削除）
- 3 転専攻の時期は、原則として学期の始めとし、転専攻願の提出は2ヶ月前までに行うものとする。
- 4 転専攻願の提出に際しては、現に在籍する専攻の指導教員及び転専攻先の指導教員の承認を得なければならない。
- 5 3年博士課程の専攻から4年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第38条の規定によるものとする。
- 6 4年博士課程の専攻から3年博士課程の専攻に転専攻した場合の修了要件は、大学院学則第39条の規定によるものとする。
- 7 3年博士課程の専攻から3年博士課程の異なる修了要件の専攻に転専攻した場合は、転専攻後の専攻の修了要件によるものとする。
- 8 前3項の場合における在学期間は、教授会が定める。
- 9 大学院学則第25条の規定による転専攻前に修得した授業科目の単位の認定は、各専攻

が行う。

(他の研究科及び他の大学院における授業科目の履修)

第24条 大学院学則第22条及び第23条の規定により、修得した単位は、合計10単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の専攻及び修士課程の授業科目の履修)

第25条 指導教員が特に必要と認めるものに限り、他の専攻の授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、修得した単位は8単位を限度として第19条に規定する単位として認めることができる。

- 2 指導教員が特に必要と認めるものに限り、修士課程による授業科目を当該科目担当教員の承認を得て履修することができる。この場合において、履修した単位は2単位まで第19条に規定する単位数に含ませることができる。
- 3 前項及び前条の規定により修得した単位は、教授会の議に基づき、合計10単位まで第19条に規定する単位として認めることができる。

(他の大学院等における研究指導)

第26条 教育部は大学院学則第24条の規定により、学生が他の大学院等において研究指導を受けることを認める場合は、当該大学院との協議に基づき教授会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、博士課程において受けたものの一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 大学院学則第26条の規定により、入学前に修得した単位は、教授会の議に基づき10単位を超えない範囲で第19条に規定する単位として認めることができる。

(転入学による既修得単位の認定)

第28条 他の大学院からの転入学を許可された学生の既修得単位の認定は、教授会が行う。

(履修申告)

第29条 学生は、履修しようとする授業科目を、指定された期間内に、所定の様式により届け出るものとする。

- 2 他の専攻の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受けなければならない。
- 3 他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長及び他の研究科長の許可を受けなければならない。
- 4 他の大学院(外国の大学院を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けた上、山梨大学学生交流規則の規定により学長の許可を受けなければならない。
- 5 修士課程による授業科目を履修しようとするときは、事前に指導教員及び当該科目担当教員の承認を受け、教育部長の許可を受けなければならない。
- 6 学年の始期が異なる外国の大学院に留学していたため、所定の手続きができなかった者は、帰国後、該授業科目の担当教員の承認を受けて、留学前に履修申告した授業科目を、引き続き履修することができる。

(単位修得の認定)

第30条 単位修得の認定は、授業科目の担当教員が、試験又は研究報告の審査の成績により行う。

(成績)

第31条 試験又は研究報告の審査の成績は、100点を満点とする点数により表示し、60点以上を合格とする。

2 前項の素点の成績を評語をもって表すときは、次のとおりとする。

- (1) S 95～100点
- (2) S⁻ 90～94点
- (3) A⁺ 87～89点
- (4) A 83～86点
- (5) A⁻ 80～82点
- (6) B⁺ 77～79点
- (7) B 73～76点
- (8) B⁻ 70～72点
- (9) C 66～69点
- (10) C⁻ 60～65点
- (11) F 0～59点及び未受験

(博士の学位論文)

第32条 博士課程の学生は、博士の学位論文を指導教員又は指導教員グループの承認を得て、教育部長に提出しなければならない。

2 学位論文は、所定の単位数を修得した者でなければ提出することができない。

(最終試験)

第33条 博士課程の最終試験を受験することができる者は、博士の学位論文の審査を終了した者でなければならない。

第4章 雑則

(その他の事項)

第34条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学大学院医学工学総合教育部規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

別表 1 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第 2 条関係)

大学院医工農学総合教育部修士課程履修基準表

【生命医科学専攻】

専攻名	科目区分	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
生命医科学 専攻	大学院共通科目	必修	講義	1 単位
		選択必修	講義	1 単位
	医科学基礎	必修	講義	10 単位
	特別研究		特別研究	12 単位
	生命科学関連 社会医学関連 応用医科学関連 トランスレーショナル関連	選択必修	講義	4 単位以上
	関連科目	選択	講義	指定なし
	上記のうちいずれか	選択	講義	2 単位以上
	合 計			30 単位以上

(注)

1. 大学院共通科目 2 単位以上、医科学基礎 10 単位、特別研究 12 単位、生命科学関連・社会医学関連・応用医科学関連・トランスレーショナル関連から 4 単位以上、合計 30 単位以上を取得しなければならない。
2. 関連科目は、他専攻・コースによる開講科目である。
3. 別表 2 に特別な指定がある場合は、これに従い上記の単位を履修すること。

【看護学専攻】、【工学専攻】、【生命環境学専攻】 省略

別表2（山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第3条関係）

修士課程

大学院共通科目

科目番号	授業科目	単位数	備考
GSC501	科学者倫理	1	●
GSC502	キャリアマネジメント	1	○
GSC503	サイエンスコミュニケーション	1	○

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目を示す。
2. 備考欄中の○印は選択科目で、1単位以上を修得しなければならない。
(工学専攻グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラムを除く)

【生命医科学専攻】

科目番号	科目区分	授 業 科 目	単位数	備 考
GMC 5 0 0	医科学基礎	人体形態・機能学概論	2	●
GMC 5 0 1		人体病態学概論	2	●
GMC 5 0 2		社会医学概論	2	●
GMC 5 0 3		臨床医学概論	2	●
GMC 5 0 4		生命倫理概論	1	●
GMC 5 0 5		実験動物学・動物倫理学概論	1	●
G L M 5 0 0	生命医科学関連	生命科学特論Ⅰ（形態機能学）	2	○
G L M 5 0 1		生命科学特論Ⅱ（病態制御学）	2	○
G S M 5 0 0	社会医学関連	社会医学特論Ⅰ	2	○
G S M 5 0 1		社会医学特論Ⅱ	2	○
G A M 5 0 0	応用医科学関連	先進医科学特論Ⅰ（先進医療・内科）	2	○
G A M 5 0 1		先進医科学特論Ⅱ（先進医療・外科）	2	○
G A M 5 0 2		先進医科学特論Ⅲ（先進医療技術・医療システム）	2	○
G A M 5 0 3		精神神経医学・臨床倫理学・臨床心理学特論	2	○
G B T 5 0 0	シヨナルスレー トランスレー ショナル 関連	創薬・医療技術開発学特論	2	○
G B T 5 0 1		心理健康科学特論	2	○
G B T 5 0 2		健康公共政策概論	2	○
G B T 5 0 3		インターンシップ	1	
G T J 5 0 9	関連科目	医療・福祉機器特論	2	
G T K 5 0 1		大規模離散構造処理額特論	2	
G T K 5 0 5		機械学習特論	2	
G L B 5 0 5		生命情報学特論	2	
G L B 5 0 6		細胞生産プロセス工学特論	1	
G L B 5 0 8		発生制御学特論	2	
GMC 6 0 0	特別研究		1 2	●

(注)

1. 備考欄中の●印は必修科目で、そのすべての単位を修得しなければならない。
2. 備考欄中の○印は選択必修科目で、4単位以上を修得しなければならない。

【看護学専攻】、【工学専攻】、【生命環境学専攻】 省略

別表4 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第19条関係)

大学院医工農学総合教育部博士課程履修基準表

< 4年博士課程 >

専攻名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数
先進医療科学専攻 生体制御学専攻	必修	講義	10単位
	選択必修	講義	2単位
		演習及び実験	6単位
	選択	講義, 演習及び実験	12単位以上
合計			30単位以上

(注) 必修科目は入学した専攻から履修しなければならない。

(注) 選択必修は、研究テーマに関連する科目を履修するものとする。

< 3年博士課程 >

専攻名	コース名	必修・選択の別	授業区分	必要単位数	
人間環境医工学 専攻	生命情報システム学コース	必修	講義	2単位	
			特別演習Ⅰ	2単位	
			特別演習Ⅱ	2単位	
		選択必修	講義C	2単位	
			講義A及びA・B, 又は講義B及びA・B	4単位	
		選択	講義, 演習及び実験	2単位以上	
	合計			14単位以上	
	生体環境学コース	必修	講義	2単位	
			選択必修	講義C	2単位
				講義D	2単位
		選択	演習及び実験D	6単位	
			講義, 演習及び実験	2単位以上	
合計			14単位以上		

1 選択必修は研究テーマに関連するものとする。ただし、生体環境学コースの選択必修は、研究テーマに関連する科目を履修するものとする。

2 生命情報システム学コースの「講義A」は医工学関連科目、「講義B」は情報科学関連科目、「講義A・B」は医工学及び情報科学両方の関連科目であり、「講義C」は生命情報システム学コース及び生体環境学コース両方の選択必修科目、生体環境学コースの「講義D」、「演習及び実験D」は医科学関連科目である。

3 生命情報システム学コースの「特別演習Ⅰ」は、研究テーマに直接関係する分野の基礎的な文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習であり、「特別演習Ⅱ」は、研究テーマに直接関係する分野の最新の文献の調査・研究を行うゼミナール形式の演習である。

【ヒューマンヘルスケア学専攻】、【機能材料システム工学専攻】、【情報機能システム工学専攻】、【環境社会創生工学専攻】、【グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム】 省略

別表5 (山梨大学大学院医工農学総合教育部細則第20条関係)

< 4年博士課程 >

【先進医療科学専攻】

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
410010	生命倫理学・環境心理学特論	2	●
411000	臨床腫瘍学概論	2	●
411010	分子病態学概論	2	●
411020	画像医学概論	2	●
411030	生体再建学概論	2	●
411080	内分泌病理学特論	2	★
411090	内分泌病理学演習及び実験(演習)	2	★
411095	内分泌病理学演習及び実験(実験)	4	★
411120	小児病態学特論	2	★
411130	小児病態学演習及び実験(演習)	2	★
411135	小児病態学演習及び実験(実験)	4	★
411140	視覚障害特論	2	★
411150	視覚障害演習及び実験(演習)	2	★
411155	視覚障害演習及び実験(実験)	4	★
411180	分子生殖医学特論	2	★
411190	分子生殖医学演習及び実験(演習)	2	★
411195	分子生殖医学演習及び実験(実験)	4	★
411220	神経内科学特論	2	★
411230	神経内科学演習及び実験(演習)	2	★
411235	神経内科学演習及び実験(実験)	4	★
411240	微小神経電図法特論	2	★
411250	微小神経電図法演習及び実験(演習)	2	★
411255	微小神経電図法演習及び実験(実験)	4	★
411280	分子内分泌学特論	2	★
411290	分子内分泌学演習及び実験(演習)	2	★
411295	分子内分泌学演習及び実験(実験)	4	★
411300	実験動物学特論	2	★
411310	実験動物学演習及び実験(演習)	2	★
411315	実験動物学演習及び実験(実験)	4	★
411320	画像診断学特論	2	★
411330	画像診断学演習及び実験(演習)	2	★
411335	画像診断学演習及び実験(実験)	4	★
411340	MRI 診断学特論	2	★
411350	MRI 診断学演習及び実験(演習)	2	★
411355	MRI 診断学演習及び実験(実験)	4	★
411380	外科の画像診断学特論	2	★
411390	外科の画像診断学演習及び実験(演習)	2	★
411395	外科の画像診断学演習及び実験(実験)	4	★

4 1 1 4 2 0	運動器官再建術特論	2	★
4 1 1 4 3 0	運動器官再建術演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 4 3 5	運動器官再建術演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 4 4 0	顎口腔領域再建術特論	2	★
4 1 1 4 5 0	顎口腔領域再建術演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 4 5 5	顎口腔領域再建術演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 5 2 0	人工肝臓学特論	2	★
4 1 1 5 3 0	人工肝臓学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 5 3 5	人工肝臓学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 5 6 0	上気道粘膜免疫・アレルギー学特論	2	★
4 1 1 5 7 0	上気道粘膜免疫・アレルギー学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 5 7 5	上気道粘膜免疫・アレルギー学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 5 8 0	心臓血管外科学特論	2	★
4 1 1 5 9 0	心臓血管外科学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 5 9 5	心臓血管外科学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 6 2 0	癌免疫細胞治療学特論	2	★
4 1 1 6 3 0	癌免疫細胞治療学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 6 3 5	癌免疫細胞治療学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 6 4 0	婦人科腫瘍学特論	2	★
4 1 1 6 5 0	婦人科腫瘍学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 6 5 5	婦人科腫瘍学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 6 8 0	循環分子病理学特論	2	★
4 1 1 6 9 0	循環分子病理学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 6 9 5	循環分子病理学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 7 0 0	下部尿路機能障害特論	2	★
4 1 1 7 1 0	下部尿路機能障害演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 7 1 5	下部尿路機能障害演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 7 2 0	小児神経学特論	2	★
4 1 1 7 3 0	小児神経学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 7 3 5	小児神経学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 7 4 0	血液内科学特論	2	★
4 1 1 7 5 0	血液内科学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 7 5 5	血液内科学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 7 5 6	基礎腫瘍学	3	★
4 1 1 7 5 7	臨床腫瘍学 I	3	★
4 1 1 7 5 8	臨床腫瘍学 II	3	★
4 1 1 7 5 9	臨床腫瘍学 III	3	★
4 1 1 7 6 0	救急集中治療医学特論	2	★
4 1 1 7 7 0	救急集中治療医学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 7 7 5	救急集中治療医学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 7 8 0	小児血液学特論	2	★
4 1 1 7 9 0	小児血液学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 7 9 5	小児血液学演習及び実験 (実験)	4	★

4 1 1 8 0 0	臨床神経学特論	2	★
4 1 1 8 0 1	臨床神経学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 0 2	臨床神経学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 1 0	臨床精神医学特論	2	★
4 1 1 8 1 1	臨床精神医学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 1 2	臨床精神医学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 2 0	児童精神医学特論	2	★
4 1 1 8 2 1	児童精神医学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 2 2	児童精神医学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 3 0	筋疾患学特論	2	★
4 1 1 8 3 1	筋疾患学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 3 2	筋疾患学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 4 0	分子神経遺伝学特論	2	★
4 1 1 8 4 1	分子神経遺伝学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 4 2	分子神経遺伝学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 5 0	発達神経病理学	2	★
4 1 1 8 5 1	発達神経病理学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 5 2	発達神経病理学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 6 0	基礎腫瘍学 (がんプロ)	1	★
4 1 1 8 6 1	臨床腫瘍学Ⅰ (がんプロ)	1	★
4 1 1 8 6 2	臨床腫瘍学Ⅱ (がんプロ)	1	★
4 1 1 8 6 3	臨床腫瘍学Ⅲ (がんプロ)	1	★
4 1 1 8 7 0	内視鏡治療学特論	2	★
4 1 1 8 7 1	内視鏡治療学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 7 2	内視鏡治療学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 8 0	睡眠医学特論	2	★
4 1 1 8 8 1	睡眠医学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 8 2	睡眠医学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 8 9 0	小児神経学特論	2	★
4 1 1 8 9 1	小児神経学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 8 9 2	小児神経学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 1 9 0 0	放射線腫瘍学特論	2	★
4 1 1 9 0 1	放射線腫瘍学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 1 9 0 2	放射線腫瘍学演習及び実験 (実験)	4	★

- (注) 1. 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。
2. 備考欄中の★印は選択必修科目で、研究テーマに関連する特論、演習及び実験の単位を修得するものとする。
3. 生体制御学専攻の★印の科目及び人間環境医工学専攻生体環境学コースのDの科目を修得した場合は、選択科目の単位として取り扱う。

【生体制御学専攻】

科目番号	授 業 科 目	単位数	備 考
410010	生命倫理学・環境心理学特論	2	●
412000	細胞生物学概論	2	●
412011	細胞・組織機能概論	2	●
412020	社会生命医学概論	2	●
412030	医用情報学概論	2	●
412060	分子老化学特論	2	★
412070	分子老化学演習及び実験（演習）	2	★
412075	分子老化学演習及び実験（実験）	4	★
412080	ナノバイオサイエンス特論	2	★
412090	ナノバイオサイエンス演習及び実験（演習）	2	★
412095	ナノバイオサイエンス演習及び実験（実験）	4	★
412220	自律神経統合特論	2	★
412230	自律神経統合演習及び実験（演習）	2	★
412235	自律神経統合演習及び実験（実験）	4	★
412260	心臓循環器系作用薬特論	2	★
412270	心臓循環器系作用薬演習及び実験（演習）	2	★
412275	心臓循環器系作用薬演習及び実験（実験）	4	★
412280	麻酔管理法特論	2	★
412290	麻酔管理法演習及び実験（演習）	2	★
412295	麻酔管理法演習及び実験（実験）	4	★
412300	呼吸循環学特論	2	★
412310	呼吸循環学演習及び実験（演習）	2	★
412315	呼吸循環学演習及び実験（実験）	4	★
412340	血液遺伝学特論	2	★
412350	血液遺伝学演習及び実験（演習）	2	★
412355	血液遺伝学演習及び実験（実験）	4	★
412400	病院運営管理学特論	2	★
412410	病院運営管理学演習及び実験（演習）	2	★
412415	病院運営管理学演習及び実験（実験）	4	★
412420	診療支援システム特論	2	★
412430	診療支援システム演習及び実験（演習）	2	★
412435	診療支援システム演習及び実験（実験）	4	★
412460	非線形解析学特論	2	★
412470	非線形解析学演習及び実験（演習）	2	★
412475	非線形解析学演習及び実験（実験）	4	★
412480	製剤設計学特論	2	★
412490	製剤設計学演習及び実験（演習）	2	★
412495	製剤設計学演習及び実験（実験）	4	★
412500	薬物動態学特論	2	★
412510	薬物動態学演習及び実験（演習）	2	★
412515	薬物動態学演習及び実験（実験）	4	★
412520	法医学概論及び特論	2	★
412530	法医学演習及び実験（演習）	2	★
412535	法医学演習及び実験（実験）	4	★

4 1 2 5 4 0	神経薬理学特論	2	★
4 1 2 5 5 0	神経薬理学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 5 5 5	神経薬理学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 5 6 0	神経細胞生物学特論	2	★
4 1 2 5 7 0	神経細胞生物学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 5 7 5	神経細胞生物学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 6 0 0	分子細胞生物学特論	2	★
4 1 2 6 1 0	分子細胞生物学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 6 1 5	分子細胞生物学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 6 2 0	細胞生化学特論	2	★
4 1 2 6 3 0	細胞生化学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 6 3 5	細胞生化学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 6 4 0	生化学第2 特論	2	★
4 1 2 6 5 0	生化学第2 演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 6 5 5	生化学第2 演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 6 8 0	応用医療統計学特論	2	★
4 1 2 6 9 0	応用医療統計学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 6 9 5	応用医療統計学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 7 0 0	臨床研究の実際	2	★
4 1 2 7 1 0	臨床研究の実際演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 7 1 5	臨床研究の実際演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 7 2 0	細胞機能形態学	2	★
4 1 2 7 3 0	細胞機能形態学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 7 3 5	細胞機能形態学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 7 4 0	神経発生生物学	2	★
4 1 2 7 4 1	神経発生生物学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 7 4 2	神経発生生物学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 7 5 0	病態脳科学特論	2	★
4 1 2 7 5 1	病態脳科学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 7 5 2	病態脳科学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 7 6 0	発生遺伝学特論	2	★
4 1 2 7 6 1	発生遺伝学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 7 6 2	発生遺伝学演習及び実験 (実験)	4	★
4 1 2 7 7 0	構造生物学特論	2	★
4 1 2 7 7 1	構造生物学演習及び実験 (演習)	2	★
4 1 2 7 7 2	構造生物学演習及び実験 (実験)	4	★

(注) 1. 備考欄中の●印は必修科目で、その全ての単位を修得しなければならない。

2. 備考欄中の★印は選択必修科目で、研究テーマに関連する特論、演習及び実験の単位を修得するものとする。

3. 先進医療科学専攻の★印の科目及び人間環境医工学専攻生体環境学コースのDの科目を修得した場合は、選択科目の単位として取り扱う。

< 3年博士課程 >

【人間環境医工学専攻：生体環境学コース】

科目番号	授 業 科 目	単位数	選択指定科目
410510	生命倫理学・環境心理学特論	2	—
410620	社会環境医学概論	2	C
410630	分子医学概論	2	C
410640	生体防御学概論	2	C
410650	神経科学概論	2	C
410610	人間医工学概論	2	C
415020	神経内分泌学特論	2	D
415030	神経内分泌学演習及び実験（演習）	2	D
415035	神経内分泌学演習及び実験（実験）	4	D
415040	血管生物学特論	2	D
415050	血管生物学演習及び実験（演習）	2	D
415055	血管生物学演習及び実験（実験）	4	D
415060	循環病態学特論	2	D
415070	循環病態学演習及び実験（演習）	2	D
415075	循環病態学演習及び実験（実験）	4	D
415100	生理活性脂質特論	2	D
415110	生理活性脂質演習及び実験（演習）	2	D
415115	生理活性脂質演習及び実験（実験）	4	D
415140	感染症防御機構特論	2	D
415150	感染症防御機構演習及び実験（演習）	2	D
415155	感染症防御機構演習及び実験（実験）	4	D
415180	発展途上国感染症学特論	2	D
415190	発展途上国感染症学演習及び実験（演習）	2	D
415195	発展途上国感染症学演習及び実験（実験）	4	D
415200	肝炎ウイルス病態学特論	2	D
415210	肝炎ウイルス病態学演習及び実験（演習）	2	D
415215	肝炎ウイルス病態学演習及び実験（実験）	4	D
415220	皮膚免疫学特論	2	D
415230	皮膚免疫学演習及び実験（演習）	2	D
415235	皮膚免疫学演習及び実験（実験）	4	D
415256	臨床神経生理学特論	2	D
415257	臨床神経生理学演習及び実験（演習）	2	D
415258	臨床神経生理学演習及び実験（実験）	4	D
415276	精神薬理学特論	2	D
415277	精神薬理学演習及び実験（演習）	2	D
415278	精神薬理学演習及び実験（実験）	4	D
415280	高次神経機能学特論	2	D
415290	高次神経機能学演習及び実験（演習）	2	D
415295	高次神経機能学演習及び実験（実験）	4	D
415300	神経制御特論	2	D
415310	神経制御演習及び実験（演習）	2	D
415315	神経制御演習及び実験（実験）	4	D
415320	脳神経外科学特論	2	D
415330	脳神経外科学演習及び実験（演習）	2	D
415335	脳神経外科学演習及び実験（実験）	4	D

4 1 5 3 4 0	分子遺伝疫学特論	2	D
4 1 5 3 5 0	分子遺伝疫学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 3 5 5	分子遺伝疫学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 3 6 0	糖尿病学特論	2	D
4 1 5 3 7 0	糖尿病学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 3 7 5	糖尿病学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 4 2 0	音声学・音韻論特論	2	D
4 1 5 4 3 0	社会臨床心理学特論	2	D
4 1 5 4 4 0	発達精神病理学特論	2	D
4 1 5 4 5 0	身体運動医科学特論	2	D
4 1 5 4 5 1	身体運動医科学演習	2	D
4 1 5 4 5 2	身体運動医科学実験	4	D
4 1 5 4 7 0	地域保健学特論	2	D
4 1 5 5 0 0	エピジェネティクス医学特論	2	D
4 1 5 5 1 0	エピジェネティクス医学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 5 1 5	エピジェネティクス医学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 5 2 0	シグナル伝達研究特論	2	D
4 1 5 5 3 0	シグナル伝達研究演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 5 3 5	シグナル伝達研究演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 5 4 0	遺伝子工学特論	2	D
4 1 5 5 5 0	遺伝子工学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 5 5 5	遺伝子工学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 5 6 0	細胞間コミュニケーション特論	2	D
4 1 5 5 7 0	細胞間コミュニケーション演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 5 7 5	細胞間コミュニケーション演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 5 8 0	呼吸器病態学特論	2	D
4 1 5 5 9 0	呼吸器病態学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 5 9 5	呼吸器病態学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 6 2 0	応用免疫学特論	2	D
4 1 5 6 3 0	応用免疫学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 6 3 5	応用免疫学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 6 3 9	臨床倫理学特論	2	D
4 1 5 6 4 0	臨床倫理学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 6 4 5	臨床倫理学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 6 6 0	認知・行動生理特論	2	D
4 1 5 6 7 0	認知・行動生理演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 6 7 5	認知・行動生理演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 6 8 0	老年精神医学特論	2	D
4 1 5 6 9 0	老年精神医学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 6 9 5	老年精神医学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 7 0 0	分子神経化学特論	2	D
4 1 5 7 1 0	分子神経化学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 7 1 5	分子神経化学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 7 2 0	細胞環境学特論	2	D
4 1 5 7 3 0	細胞環境学演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 7 3 5	細胞環境学演習及び実験 (実験)	4	D
4 1 5 7 4 0	機能的な精神疾患特論	2	D
4 1 5 7 4 1	機能的な精神疾患演習及び実験 (演習)	2	D
4 1 5 7 4 2	機能的な精神疾患演習及び実験 (実験)	4	D

415750	精神心臓病学特論	2	D
415751	精神心臓病学演習及び実験（演習）	2	D
415752	精神心臓病学演習及び実験（実験）	4	D
415760	不安関連障害特論	2	D
415761	不安関連障害演習及び実験（演習）	2	D
415762	不安関連障害演習及び実験（実験）	4	D
415770	教育・文化心理学	2	D
415771	教育・文化心理学演習及び実験（演習）	2	D
415772	教育・文化心理学演習及び実験（実験）	4	D
415780	精神療法	2	D
415781	精神療法演習及び実験（演習）	2	D
415782	精神療法演習及び実験（実験）	4	D
415790	精神科リハビリテーション	2	D
415791	精神科リハビリテーション演習及び実験（演習）	2	D
415792	精神科リハビリテーション演習及び実験（実験）	4	D
415800	心身医学	2	D
415801	心身医学演習及び実験（演習）	2	D
415802	心身医学演習及び実験（実験）	4	D
415810	腎臓内科学特論	2	D
415811	腎臓内科学演習及び実験（演習）	2	D
415812	腎臓内科学演習及び実験（実験）	4	D
415820	筋疾患治療学特論	2	D
415821	筋疾患治療学演習及び実験（演習）	2	D
415822	筋疾患治療学演習及び実験（実験）	4	D

- (注) 1. 生命倫理学・環境心理学特論は必修科目で、その単位を修得しなければならない。
2. 選択指定科目 C は専攻選択必修科目で、2単位以上を修得しなければならない。
3. 選択指定科目 D は選択必修科目で、研究テーマに関連する特論、演習及び実験の単位を修得するものとする。
4. 先進医療科学専攻及び生体制御学専攻の★印の科目を修得した場合は、選択科目の単位として取り扱う。

【ヒューマンヘルスケア学専攻】、【人間環境医工学専攻：生命情報システム学コース】、【機能材料システム工学専攻】、【情報機能システム工学専攻】、【環境社会創生工学専攻】、【グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム】 省略

9 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻履修要項

制 定 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項には、山梨大学大学院医工農学総合教育部細則に定めるもののほか、修士課程生命医科学専攻の履修に関して必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、大学院共通科目、専門科目に大別する。

2 専門科目は、医科学基礎、特別研究、生命科学関連、社会医学関連、応用医科学関連、トランスレーショナル関連、関連科目に区分して開設する。

(単位の基準)

第3条 授業科目は、講義、演習、実習及び研究に区分して開講し、その単位の基準は次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については、30時間をもって1単位とする。
- (4) 研究については、30時間をもって1単位とする。

附 則

1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

10 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻学位論文 審査要項

制 定 平成28年 4月 1日

1 総 則

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻（以下「生命医科学専攻」という。）の学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究の進捗状況の確認)

第2条 生命医科学専攻の学生は、研究の進捗状況の確認を受けなければならない。

2 前項の実施時期及び実施方法は、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻委員会（以下、「生命医科学専攻委員会」という。）が定めるものとする。

(学位審査の申請資格等)

第3条 学位審査の申請は、所定の提出日において、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

(申請資格の審査)

第4条 生命医科学専攻委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 在学年数
- (2) 単位修得状況
- (3) その他

(学位論文)

第5条 学位論文は、原則として、単著とする。ただし、次の各号の条件を満たすものであれば、共著の場合であっても差し支えない。

- (1) 学位論文の提出者が筆頭の著者であること。
- (2) 他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
- (3) 他の共著者から当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
- (4) 学位論文の提出者が、その研究において、自ら担当した部分を明記した和文または英文の報告書を作成して、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。

2 前項第1号に規定する筆頭者には、共著論文における著者名がアルファベット順等特定の配列が規定された学術誌の場合にあつては、学位申請者が主たる研究者であることを示す他の共著者の承諾書（別記様式第4号）がある者とする。

3 学位論文は、次の各号のいずれかとする。ただし、第2号の場合においては当該雑誌掲載受理証明書を添付すれば、投稿論文の原稿をもって代えることができる。

- (1) 未印刷公表の論文原稿
- (2) レフリー制の学術雑誌に掲載された論文別刷り

(学位論文等の提出)

第6条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員の承認を得て、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に提出するものとする。

- (1) 修士論文審査願（別記様式第1号） 1部
- (2) 修士論文 4部
- (3) 論文目録（別記様式第2号） 4部

- | | |
|------------------------------------|----|
| (4) 論文内容要旨（別記様式第3号） | 4部 |
| (5) 学業成績証明書 | 1部 |
| (6) 指導教員の推薦書 | 1部 |
| (7) 参考論文がある場合は当該論文 | 4部 |
| (8) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（別記様式第4号） | 1部 |
| (9) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 4部 |

2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3月修了の場合 11月末日
- (2) 9月修了の場合 5月末日

3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨を生命医科学専攻委員会委員長に通知する。

4 同条2項に定める日が休日に当たるときは、その前日を提出期限とする。

（論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出）

第7条 教育部長は、受理した学位論文の審査を山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下、「教授会」という。）に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。

2 生命医科学専攻委員会委員長は、前条第3項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、生命医科学専攻の専任教員のうちから、当該学位論文に係る指導教員及び副指導教員以外の教授1人以上を含む3人選出する。

ただし、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の専攻、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

3 生命医科学専攻委員会委員長は、委員候補者を生命医科学専攻委員会に報告する。

4 生命医科学専攻委員会は、前項の報告に基づいて審議し、その結果を教授会に提案する。

5 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

（論文審査委員会委員長）

第8条 教育部長は、教授会の議を経て、論文審査委員のうちから委員長を指名する。この場合において、委員長には、当該学位論文に係る指導教員及び副指導教員以外の生命医科学専攻委員会委員をもって充てるものとする。

（学位論文の評価基準）

第8条の2 次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

(1) 論文のテーマの設定

論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設定されていること。

(2) 論文の論理性

研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。

(3) 論文の記述と構成

論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。

(4) 研究の倫理

国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。
論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文等からの剽窃がないこと。

（最終試験の通知）

第9条 論文審査委員会は、学位細則第11条に規定する最終試験を行う場合は、実施日の14日前までに本人に通知するものとする。

（学位論文公聴会）

第10条 論文審査委員会は、学位論文公聴会を公開で行うものとし、実施時期は原則として修士論文審査前とする。

（修士論文審査等の結果の報告）

第11条 論文審査委員会委員長は、修士論文審査及び最終試験の結果を審査結果報告書（別記様式第5号）により、教授会に報告する。

（学位授与の判定）

第12条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、教育部長に報告する。

（学位の授与）

第13条 修士課程を修了する者に係る学位記の授与は、3月及び9月とする。

（修士論文の再提出）

第14条 学位を授与された者は、修士論文に表紙をつけて製本したもの2部を修了時まで教育部長に提出するものとする。

（その他）

第15条 その他必要な事項は、生命医科学専攻委員会の議を経て、生命医科学専攻委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 修士課程医科学専攻学位論文審査要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。

11 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び 修士課程看護学専攻長期履修学生制度細則

制 定 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下、「学則」という。）第19条の2の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び看護学専攻（以下「修士」という。）の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修学生は、職業を有している等の理由により学則第18条第1項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を対象とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修学生の履修期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、標準修業年限を含めて3年又は4年とする。
- (2) 在学途中から長期履修学生として認められた者については、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。
- (3) 学年の途中から長期履修学生となることはできない。

(申請の手続き)

第4条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職等証明書（様式は定めない）

2 前項各号に定める書類の提出期間は、原則として次の各号に掲げる日までとする。

- (1) 入学資格を有する者は、原則として入学手続き時に、前項に規定する書類を提出するものとする。
- (2) 在学生で希望する者は、長期履修開始前の2月末日までとする。

(長期履修期間の変更)

第5条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、希望する者は適用前の2月末日までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

(在学年限)

第6条 長期履修学生の在学年限は、許可された長期履修期間に2年を加えた年数を超えることができない。

(許可)

第7条 長期履修の可否については、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教

育部教授会」という。)の議を経て、学長が決定する。

(授業料の額)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

(1) 履修期間3年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程(以下「授業料等に関する規程」という。)に定める年額の3分の2

(2) 履修期間4年 授業料等に関する規程に定める年額の4分の2

(3) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者は授業料等に関する規程に定める年額

(4) 10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めるときは、本来納付すべき授業料の総額から、既に納付した授業料の合計額を差引いた金額を、残りの期間に応じ分割して徴収するものとする。

3 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

(資格の喪失)

第9条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教育部教授会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院医学工学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び修士課程看護学専攻長期履修学生制度要項(平成18年7月19日制定)は廃止する。

山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び
看護学専攻長期履修申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専攻名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修を申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 長期履修の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年間)

(入学者は、標準修業年限を含め、3年又は4年間とする。)

(在学者は、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数内とする。)

山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻及び
看護学専攻長期履修期間変更申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専攻名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修の期間変更（ 延長 ・ 短縮 ）を申請します。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 当初認定された長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

4 変更定の長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

12 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位論文審査要項

制 定 平成28年 4月 1日

1 総 則

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域の学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 課程修了による博士の学位

I ヒューマンヘルスケア学専攻

(略)

II 人間環境医工学専攻：生命情報システム学コース

(略)

III 人間環境医工学専攻：生体環境学コース

(研究の進捗状況の確認)

第29条 生体環境学コースの学生は、研究の進捗状況の確認を受けなければならない。

2 前項の実施時期及び実施方法は、医学工学融合領域生体環境学コース専門委員会（以下「生体環境学コース専門委員会」という。）が定めるものとする。

(学位審査の申請資格等)

第30条 学位審査の申請は、所定の提出日において、大学院学則第39条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

(申請資格の審査)

第31条 生体環境学コース専門委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 在学年数
- (2) 単位修得状況
- (3) その他

(学位論文)

第32条 学位論文は、原則として、単著とする。ただし、次の各号の条件を満たすものであれば、共著の場合であっても差し支えない。

- (1) 学位論文の提出者が筆頭の著者であること。
- (2) 他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
- (3) 他の共著者から当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
- (4) 学位論文の提出者が、その研究において、自ら担当した部分を明記した和文または英文による論文形式によって書かれた報告書を作成して、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。

2 前項第1号に規定する筆頭者には、共著論文における著者名がアルファベット順等特定の配列が規定された学術誌の場合にあつては、学位申請者が主たる研究者であることを示す他の共著

者の承諾書（所定様式）がある者を含むものとする。

3 学位論文は、次の各号のいずれかとする。ただし、第2号の場合においては当該雑誌掲載受理証明書を添付すれば、投稿論文の原稿をもって代えることができる。

- (1) 未印刷公表の論文原稿
- (2) レフリー制の学術雑誌に掲載された論文別刷り

（学位論文等の提出）

第33条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員の承認を得て、教育部長に提出するものとする。

- | | |
|--|----|
| (1) 申請資格審査願（所定様式） | 1部 |
| (2) 履歴書（所定様式） | 1部 |
| (3) 在学証明書 | 1部 |
| (4) 成績証明書 | 1部 |
| (5) 博士論文審査願（所定様式） | 1部 |
| (6) 博士論文 | 4部 |
| (7) 論文目録（所定様式） | 5部 |
| (8) 論文内容要旨（所定様式） | 5部 |
| (9) 主指導教員の推薦書 | 1部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 4部 |
| (11) 学位論文公表承諾書（所定様式） 又は
学位論文限定公表申請書（所定様式） | 1部 |
| (12) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（所定様式） | 1部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 5部 |

2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 3月修了の場合 11月末日
- (2) 9月修了の場合 5月末日
- (3) 上記以外の修了の場合 随時

3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨を医学工学融合領域生体環境学コース専門委員会委員長（以下「生体環境学コース専門委員会委員長」という。）に通知する。

4 同条2項に定める日が休日に当たるときは、その前日を提出期限とする。

（論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出）

第34条 教育部長は、受理した学位論文の審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。

2 生体環境学委員会委員長は、前条第3項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、指導教員以外の医工農学総合教育部博士課程の専任教員を3人選出する。

ただし、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

3 生体環境学コース専門委員会委員長は、委員候補者を医学工学融合領域委員会に報告する。

4 医学工学融合領域委員会は、前項の報告に基づいて審議し、その結果を教授会に提案する。

5 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

（論文審査委員会委員長）

第35条 教育部長は、教授会の議を経て、論文審査委員のうちから委員長を指名する。この場合において、委員長には、医工農学総合教育部博士課程の専任教授をもって充てるものとする。

（学位論文の評価基準）

第35条の2 次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

(1) 論文のテーマの設定

論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設

定されていること。

(2) 論文の論理性

研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。

(3) 論文の記述と構成

論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。

(4) 研究の倫理

国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文等からの剽窃がないこと。

(最終試験の通知)

第36条 論文審査委員会は、学位細則第11条に規定する最終試験を行う場合は、実施日の14日前までに本人に通知するものとする。

(学位論文公聴会)

第37条 論文審査委員会は、学位論文公聴会を公開で行うものとし、実施時期は原則として博士論文審査前とする。

(博士論文審査等の結果の報告)

第38条 論文審査委員会委員長は、博士論文審査等の結果を以下の書類により、教授会に報告する。

(1) 博士論文審査の結果の要旨(所定様式)

(2) 最終試験の結果の要旨(所定様式)

(学位授与の判定)

第39条 教授会は前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

(学位論文の公表)

第40条 学位細則第21条の規定に基づく博士論文の公表は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとし、公表にあたっては、インターネットにより行うことを原則とする。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

3 課程修了によらない学位

I ヒューマンヘルスケア学専攻

(略)

II 人間環境医工学専攻：生命情報システム学コース

(略)

III 人間環境医工学専攻：生体環境学コース

(論文提出による学位の申請資格等)

第65条 学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請することのできる者は、博士課程の入学資格の有無にかかわらず、次の各号の一に該当する研究歴を有し、かつ、外国語に関する学力を確認するために行う外国語試問に合格した者とする。

(1) 大学の医学部又は歯学部を卒業した者で、基礎医学においては5年以上、臨床医学におい

ては6年以上の研究歴を有する者

- (2) 大学の医学部又は歯学部以外の学部（短期大学を除く。）を卒業した者で、基礎医学においては7年以上、臨床医学においては8年以上の研究歴を有する者
- (3) 生体環境学コース専門委員会が前各号と同等以上と認めた者

2 前項に規定する研究歴とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学の専任職員として医学とかかわりの深い研究に従事した期間
- (2) 大学院の医学とかかわりの深い研究科等に在学した期間
- (3) 大学院の研究生として医学とかかわりの深い研究に従事した期間
- (4) 権威ある研究施設において、専任職員として研究に従事した期間
- (5) 生体環境学コース専門委員会が前各号と同等以上と認めた期間

3 前2項により研究歴を算定する場合は、本学における研究歴を2年以上必要とする。

(申請資格の審査)

第66条 生体環境学コース専門委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 研究歴
- (2) 外国語試問合格の有無
- (3) その他

(外国語試問)

第67条 外国語に関する学力の確認のために行う外国語試問の日時、場所その他必要な事項については、生体環境学コース専門委員会の議を経て、生体環境学コース専門委員会委員長が定めるものとする。

- 2 生体環境学コース専門委員会委員長は、前項により試問の日時、場所その他必要な事項について定めるときは、試問実施日の1月前に公示し、当該実施日まで公示するものとする。
- 3 外国語試問は、大学院入学試験における外国語試問を活用することができる。

第68条 外国語試問を受けようとする者は、外国語試問受験願（所定様式）を医学域学務課に提出するものとする。この場合において、指導教員の指導又は博士論文を紹介する教員の推薦がある者については、当該教員の承諾を得た上で提出するものとする。

第69条 外国語試問合格者には、外国語試問合格証明書（所定様式）を交付する。

(退学者の取扱い)

第70条 博士課程人間環境医工学専攻に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで論文提出による学位の審査を願い出たときは、学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請したものとして取り扱う。

(外国語試問の免除)

第71条 前条の願出が退学後3年以内である場合に限り、外国語試問を免除することができる。

(学位論文)

第72条 第32条の規定を準用する。

(学位論文等の提出)

第73条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員又は博士論文を紹介する教員の承認を得て、教育部長に提出するものとする。

- (1) 申請資格審査願（所定様式） 1部
- (2) 履歴書（所定様式） 1部
- (3) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1部
- (4) 研究歴証明書 1部
- (5) 外国語試問合格証明書（所定様式） 1部
- (6) 学位申請書（所定様式） 1部

(7) 博士論文	4部
(8) 論文目録(所定様式)	5部
(9) 論文内容要旨(所定様式)	5部
(10) 主指導教員の推薦書	1部
(11) 参考論文がある場合は当該論文	4部
(12) 学位論文公表承諾書(所定様式) 又は 学位論文限定公表申請書(所定様式)	1部
(13) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書(所定様式)	1部
(14) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書	5部
(15) 学位論文審査手数料	

2 学位論文等の提出の受付は随時とする。

3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨を生体環境学コース専門委員会委員長に通知する。

(論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出)

第74条 教育部長は、受理した学位論文の審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。

2 生体環境学コース専門委員会委員長は、前条第3項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、指導教員若しくは博士論文を紹介した教員以外の医工農学総合教育部博士課程の専任教員を3人選出する。

ただし、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

3 生体環境学コース専門委員会委員長は、委員候補者を医学工学融合領域委員会に報告する。

4 医学工学融合領域委員会は、前項の報告に基づいて審議し、その結果を教授会に提案する。

5 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

(論文審査委員会委員長)

第75条 第35条の規定を準用する。

(学位論文の評価基準)

第75条の2 第35条の2の規定を準用する。

(学力の確認の通知)

第76条 論文審査委員会は、学位細則第12条に規定する学力の確認を行う場合は、実施日の14日前までに本人に通知するものとする。

(学位論文公聴会)

第77条 第37条の規定を準用する。

(博士論文審査等の結果の報告)

第78条 論文審査委員会委員長は、博士論文審査等の結果を以下の書類により、教授会に報告する。

(1) 博士論文審査の結果の要旨(所定様式)

(2) 専攻分野に関する学力の確認の結果の要旨(所定様式)

(学位授与の判定)

第79条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、議決する。

(博士論文の公表)

第80条 第40条の規定を準用する。

4 その他

(その他の事項)

第81条 その他必要な事項は、医学工学融合領域委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程医学工学融合領域に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 医学工学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位論文審査要項(平成16年4月1日制定)は廃止する。

13 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域人間環境医学専攻生体環境学コース学位審査実施要領

制 定 平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域学位審査要項（以下「学位審査要項」という。）に定めるもののほか、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程人間環境医学専攻生体環境学コースの学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究の進捗状況の確認)

第2条 学位審査要項第29条に規定する研究の進捗状況の確認は、原則として4月入学生は翌年の3月に、10月入学生は翌年の9月に行う。

2 研究の進捗状況の確認を受ける者は、実施日の1ヶ月前までに博士論文研究計画の概要（所定様式）を医学域学務課に提出するものとする。

(外国語試問)

第2条 学位審査要項第68条及び第69条に規定する外国語試問に関する書類は次のとおりとする。

- (1) 外国語試問受験願（別記様式第2号）
- (2) 外国語試問合格証明書（別記様式第3号）

第3条 外国語試問は、大学院入学試験における外国語試験を活用することができる。

(課程博士の学位論文等の提出書類)

第4条 学位審査要項第33条の規定により学位論文の審査を願い出る場合は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 申請資格審査願（別記様式第4号の1） | 1部 |
| (2) 履歴書（別記様式第5号） | 1部 |
| (3) 在学証明書（所定様式） | 1部 |
| (4) 成績証明書（所定様式） | 1部 |
| (5) 博士論文審査願（別記様式第6号） | 1部 |
| (6) 博士論文 | 4部 |
| (7) 論文目録（別記様式第7号） | 5部 |
| (8) 論文内容要旨（別記様式第8号） | 5部 |
| (9) 主指導教員の推薦書（任意様式） | 1部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 4部 |
| (11) 学位論文公表承諾書（別記様式第15号）又は
学位論文限定公表申請書（別記様式第16号） | 1部 |
| (12) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（別記様式第9号） | 1部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書（任意様式） | 5部 |

(論文博士の学位論文等の提出書類)

第5条 学位審査要項第73条の規定により、学位論文の審査を願い出る場合は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 申請資格審査願（別記様式第4号の2） | 1部 |
| (2) 履歴書（別記様式第5号（課程博士と共通様式）） | 1部 |
| (3) 最終学歴の卒業（修了）証明書（各大学等の定める様式） | 1部 |
| (4) 研究歴証明書（任意様式） | 1部 |
| (5) 外国語試問合格証明書（別記様式第3号） | 1部 |
| (6) 学位申請書（別記様式第11号） | 1部 |
| (7) 博士論文 | 4部 |
| (8) 論文目録（別記様式第7号（課程博士と共通様式）） | 5部 |
| (9) 論文内容要旨（別記様式第8号（課程博士と共通様式）） | 5部 |
| (10) 主指導教員の推薦書（任意様式） | 1部 |

- | | |
|---|-----|
| (11) 参考論文がある場合は当該論文 | 4 部 |
| (12) 学位論文公表承諾書（別記様式第 15 号）又は
学位論文限定公表申請書（別記様式第 16 号） | 1 部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（別記様式第 9 号） | 1 部 |
| (14) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書（任意様式） | 5 部 |
| (15) 学位論文審査手数料 | |

（論文博士の研究歴に関する事項）

第 6 条 大学における医員としての期間は、学位審査要項第 65 条第 2 項第 1 号に掲げる研究歴としてみなす。

第 7 条 大学における医員（研修医）として又は次の各号に掲げる施設において、当該研修期間が 1 年を超えるときは、その超える期間について、前項に準じて取り扱うものとする。

- (1) 厚生労働大臣の指定する臨床研修指定病院
- (2) 前号に準ずると認められる施設

第 8 条 学位審査要項第 65 条第 2 項第 4 号に規定する「権威ある研究施設」とは、次の各号に掲げる研究施設とする。

- (1) 理科系の国公立大学及び国立大学附置研究所
- (2) 文部科学省所轄の研究機関及び国立大学共同利用機関のうち山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学工学融合領域人間環境医工学専攻生体環境学コース専門委員会（以下「生体環境学コース専門委員会」という。）が認めた施設
- (3) 厚生労働省の附属機関研究所及び附属センター等で生体環境学コース専門委員会が認めた施設
- (4) 文部科学省科学研究費で科学研究を行う機関として、文部科学大臣の指定した医学関係機関のうち生体環境学コース専門委員会が認めた施設
- (5) 前各号と同等以上と生体環境学コース専門委員会が認めた研究機関（外国の大学及び研究機関を含む。）

（課程博士の在学期間短縮による修了の要件）

第 9 条 山梨大学大学院学則第 39 条に規定する「優れた研究業績を上げた者」とは、次の各号を満たす者であること。

- (1) 主論文は、広く世界に通用する雑誌に掲載又は受理されたものであり、その内容が学問的にも価値が特に高いものであること。
- (2) その専門分野では確立した高い評価のある雑誌に投稿し受理されている論文を一編以上参考論文として提出できる者、又は権威ある国際学会において特別講演、シンポジウム及びワークショップで研究発表を行った者。
- (3) 生体環境学コース専門委員会が、特に優れた研究業績を上げたと認めた者。

（課程博士の論文審査等の結果報告に関する提出書類）

第 10 条 学位審査要項第 38 条の規定により、博士論文審査等の結果の報告は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 博士論文審査の結果の要旨（別記様式第 12 号）
- (2) 最終試験の結果の要旨（別記様式第 13 号）

（論文博士の論文審査等の結果報告に関する提出書類）

第 11 条 学位審査要項第 78 条の規定により、博士論文審査等の結果の報告は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- | | |
|---|-----|
| (1) 博士論文審査の結果の要旨（別記様式第 12 号（課程博士と共通様式）） | 1 部 |
| (2) 専攻分野に関する学力の確認の結果の要旨（別記様式第 14 号） | 1 部 |

（学位の授与）

第 12 条 博士課程を修了する者に係る学位記の授与及び論文提出により学位の授与を申請する者に係る学位記の授与は、3 月、6 月、9 月及び 12 月とする。

(その他の事項)

第13条 その他必要な事項は、生体環境学コース専門委員会の議を経て、生体環境学コース専門委員会が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程医学工学融合領域人間環境医工学専攻生体環境学コースに入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。
- 3 博士課程医学工学融合領域人間環境医工学専攻生体環境学コース学位審査実施細則は廃止する。

14 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程人間環境医工学専攻生 体環境学コース長期履修学生制度細則

制 定 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条の2の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程人間環境医工学専攻・生体環境学コース（以下「博士」という。）の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修学生は、職業を有している等の理由により学則第18条第4項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を対象とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修学生の履修期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、標準修業年限を含めて4年、5年又は6年とする。
- (2) 在学中から長期履修学生として認められた者については、標準就業年限の未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。
- (3) 4月入学者は、4月から開始し、10月入学者は、10月から開始する。なお、学年の途中から長期履修学生となることはできない。

(申請の手続き)

第4条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職等証明書（様式は定めない）

2 申請書類の提出期間は、原則として次の各号に掲げる日までとする。

- (1) 入学資格を有する者は、原則として入学手続き時に前項に規定する書類を提出するものとする。
- (2) 在学生で希望する者のうち、4月入学者は長期履修開始前の2月末日、10月入学者は長期履修開始前の8月末日までとする。

(長期履修期間の変更)

第5条 許可された長期履修期間の延長又は短縮を1回限りとし、希望する者のうち、4月入学者は適用前の2月末日、10月入学者は適用前の8月末日までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

(在学年限)

第6条 長期履修学生の在学年限は、許可された長期履修期間に3年を加えた年数を超え

ることができない。

(許可)

第7条 長期履修の可否については、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教育部教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(授業料の額)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

(1) 履修期間4年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）に定める年額の4分の3

(2) 履修期間5年 授業料等に関する規程に定める年額の5分の3

(3) 履修期間6年 授業料等に関する規程に定める年額の6分の3

(4) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者は授業料等に関する規程に定める年額

(5) 10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めたときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、最終履修年度に徴収するものとする。

3 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

(資格の喪失)

第9条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教育部教授会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程人間環境医工学専攻・生体環境学コース長期履修学生制度要項（平成19年4月1日制定）は廃止する。

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程人間環境医工学専攻・
生体環境学コース長期履修申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専攻名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修を申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 長期履修の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年間)

(入学者は、標準修業年限を含め、4年・5年又は6年間とする。)

(在学者は、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数内とする。)

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程人間環境医工学専攻・
生体環境学コース長期履修期間変更申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専 攻 名 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記により、長期履修の期間変更（ 延長 ・ 短縮 ）を申請します。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 当初認定された長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

4 変更予定の長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

15 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域学位論文審査要項

制 定 平成28年 4月 1日

1 総 則

(目的)

第1条 この要項は、山梨大学学位細則（以下「学位細則」という。）及び山梨大学大学院医工農学総合教育部細則（以下「教育部細則」という。）に定めるもののほか、博士課程先進医療科学専攻及び生体制御学専攻の学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 課程修了による博士の学位

(学位審査の申請資格等)

第2条 学位審査の申請は、所定の提出日において、山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

(申請資格の審査)

第3条 博士課程医学領域委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 在学年数
- (2) 単位修得状況
- (3) その他

(学位論文)

第4条 学位論文は、原則として、単著とする。ただし、次の各号の条件を満たすものであれば、共著の場合であっても差し支えない。

- (1) 学位論文の提出者が筆頭の著者であること。
 - (2) 他の共著者から当該論文を学位論文として使用しても差し支えない旨の確約が得られていること。
 - (3) 他の共著者から当該論文を学位論文として学位授与の申請に使用しない旨の確約が得られていること。
 - (4) 学位論文の提出者が、その研究において、自ら担当した部分を明記した和文または英文による論文形式によって書かれた報告書を作成して、研究及び学位論文作成において中心的な役割を果たしたことを明確にすること。
- 2 前項第1号に規定する筆頭者には、共著論文における著者名がアルファベット順等特定の配列が規定された学術誌の場合にあっては、学位申請者が主たる研究者であることを示す他の共著者の承諾書（別記様式第6号）がある者とする。
- 3 学位論文は、次の各号のいずれかとする。ただし、第2号の場合においては当該雑誌掲載受理証明書を添付すれば、投稿論文の原稿をもって代えることができる。
- (1) 未印刷公表の論文原稿
 - (2) レフリー制の学術雑誌に掲載された論文別刷り

(学位論文等の提出)

第5条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員の承認を得て、医工農学総合教育部長（以下「教育部長」という。）に提出するものとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 申請資格審査願（別記様式第1号の1） | 1部 |
| (2) 履歴書（別記様式第2号） | 1部 |
| (3) 在学証明書 | 1部 |
| (4) 成績証明書 | 1部 |
| (5) 博士論文審査願（別記様式第3号） | 1部 |

- | | |
|--|----|
| (6) 博士論文 | 4部 |
| (7) 論文目録(別記様式第4号) | 5部 |
| (8) 論文内容要旨(別記様式第5号) | 5部 |
| (9) 主指導教員の推薦書 | 1部 |
| (10) 参考論文がある場合は当該論文 | 4部 |
| (11) 学位論文公表承諾書(別記様式第14号) 又は
学位論文限定公表申請書(別記様式第15号) | 1部 |
| (12) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書(別記様式第6号) | 1部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 5部 |
- 2 学位論文等の提出期限は、次の各号のいずれかとする。
- (1) 3月修了の場合 11月末日
- (2) 9月修了の場合 5月末日
- (3) 上記以外の修了の場合 随時
- 3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨を博士課程医学領域委員会委員長に通知する。
- 4 同条2項に定める日が休日に当たるときは、その前日を提出期限とする。

(論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出)

- 第6条 教育部長は、受理した学位論文の審査を山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会(以下、「教授会」という。)に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。
- 2 博士課程医学領域委員会委員長は、前条第3項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、医工農学総合教育部博士課程の専任教員のうちから、当該学位論文に係る指導教員以外の教授1人以上を含む3人選出する。
- ただし、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。
- 3 博士課程医学領域委員会委員長は、委員候補者を博士課程医学領域委員会に報告する。
- 4 博士課程医学領域委員会は、前項の報告に基づいて審議し、その結果を教授会に提案する。
- 5 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

(論文審査委員会委員長)

- 第7条 教育部長は、教授会の議を経て、論文審査委員のうちから委員長を指名する。この場合において、委員長には、当該学位論文に係る指導教員以外の医工農学総合教育部博士課程の専任教授をもって充てるものとする。

(学位論文の評価基準)

- 第7条の2 次の各号の評価基準に基づき学位論文を審査する。

- (1) 論文のテーマの設定
論文のテーマが、学術的意義、新規性及び当該分野に関する貢献を有するよう適切に設定されていること。
- (2) 論文の論理性
研究成果が論文のテーマに沿っており、論理の一貫性が保たれていること。
- (3) 論文の記述と構成
論文の記述と構成が適切かつ体系的であり、その研究結果の分析と考察が整合性を持つこと。
- (4) 研究の倫理
国の倫理指針の対象となる研究については、該当する指針に基づいて実施されていること。論文が捏造、改ざんのない公正なデータに基づき作成されていること。他者の論文等からの剽窃がないこと。

(最終試験の通知)

- 第8条 論文審査委員会は、学位細則第11条に規定する最終試験を行う場合は、実施日の14日

前までに本人に通知するものとする。

(学位論文公聴会)

第9条 論文審査委員会は、学位論文公聴会を公開で行うものとし、実施時期は原則として博士論文審査前とする。

(博士論文審査等の結果の報告)

第10条 論文審査委員会委員長は、博士論文審査等の結果を以下の書類により、教授会に報告する。

- (1) 博士論文審査の結果の要旨 (別記様式第7号)
- (2) 最終試験の結果の要旨 (別記様式第8号)

(学位授与の判定)

第11条 教授会は前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、教育部長に報告する。

(学位論文の公表)

第12条 学位細則第21条の規定に基づく博士論文の公表は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとし、公表にあたっては、インターネットにより行うことを原則とする。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

3 課程修了によらない学位

(論文提出による学位の申請資格等)

第13条 学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請することのできる者は、博士課程の入学資格の有無にかかわらず、次の各号の一に該当する研究歴を有し、かつ、外国語に関する学力を確認するために行う外国語試問に合格した者とする。

- (1) 大学の医学部又は歯学部を卒業した者で、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上の研究歴を有する者
- (2) 大学の医学部又は歯学部以外の学部(短期大学を除く。)を卒業した者で、基礎医学においては7年以上、臨床医学においては8年以上の研究歴を有する者
- (3) 博士課程医学領域委員会が前各号と同等以上と認めた者

2 前項に規定する研究歴とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大学の専任職員として医学とかかわりの深い研究に従事した期間
- (2) 大学院の医学とかかわりの深い研究科等に在学した期間
- (3) 大学院の研究生として医学とかかわりの深い研究に従事した期間
- (4) 権威ある研究施設において、専任職員として研究に従事した期間
- (5) 博士課程医学領域委員会が前各号と同等以上と認めた期間

3 前2項により研究歴を算定する場合は、本学における研究歴を2年以上必要とする。

(申請資格の審査)

第14条 博士課程医学領域委員会において、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 研究歴
- (2) 外国語試問合格の有無
- (3) その他

(外国語試問)

第15条 外国語に関する学力の確認のために行う外国語試問の日時、場所その他必要な事項については、博士課程医学領域委員会が定めるものとする。

2 博士課程医学領域委員会委員長は、前項により試問の日時、場所その他必要な事項について定

めたときは、試問実施日の1月前に公示し、当該実施日まで公示するものとする。

3 外国語試問は、大学院入学試験における外国語試問を活用することができる。

第16条 外国語試問を受けようとする者は、外国語試問受験願（別記様式第9号）を医学域学務課に提出するものとする。この場合において、指導教員の指導又は博士論文を紹介する教員の推薦がある者については、当該教員の承諾を得た上で提出するものとする。

第17条 外国語試問合格者には、外国語試問合格証明書（別記様式第10号）を交付する。

（退学者の取扱い）

第18条 博士課程の先進医療科学専攻及び生体制御学専攻に4年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで論文提出による学位の審査を願い出たときは、学位細則第3条第5項の規定により学位の授与を申請したものとして取り扱う。

（外国語試問の免除）

第19条 前条の願出が退学後3年以内である場合に限り、外国語試問を免除することができる。

（学位論文）

第20条 第4条の規定を準用する。

（学位論文等の提出）

第21条 学位論文の審査を願い出る者は、次の各号に掲げる書類を指導教員又は博士論文を紹介する教員の承認を得て、教育部長に提出するものとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 申請資格審査願（別記様式第1号の2） | 1部 |
| (2) 履歴書（別記様式第2号） | 1部 |
| (3) 最終学歴の卒業（修了）証明書 | 1部 |
| (4) 研究歴証明書 | 1部 |
| (5) 外国語試問合格証明書（別記様式第10号） | 1部 |
| (6) 学位申請書（別記様式第12号） | 1部 |
| (7) 博士論文 | 4部 |
| (8) 論文目録（別記様式第4号） | 5部 |
| (9) 論文内容要旨（別記様式第5号） | 5部 |
| (10) 主指導教員の推薦書 | 1部 |
| (11) 参考論文がある場合は当該論文 | 5部 |
| (12) 学位論文公表承諾書（別記様式第14号）又は
学位論文限定公表申請書（別記様式第15号） | 1部 |
| (13) 学位論文が共著論文である場合は当該承諾書（別記様式第6号） | 1部 |
| (14) 学位論文が共著論文である場合は自己の担当部分についての報告書 | 5部 |
| (15) 学位論文審査手数料 | |

2 学位論文等の提出の受付は随時とする。

3 教育部長は、学位論文等を受け付けたときは、その旨を博士課程医学領域委員会委員長に通知する。

（論文審査委員会の設置及び論文審査委員の選出）

第22条 教育部長は、受理した学位論文の審査を教授会に付託する。教授会は、申請者ごとに論文審査委員会を設けて審査する。

2 博士課程医学領域委員会委員長は、前条第3項の通知に基づき、論文審査委員会の委員候補者として、指導教員若しくは博士論文を紹介した教員以外の医工農学総合教育部博士課程の専任教員を3人選出する。

ただし、学位論文の審査のため必要があるときは、委員候補者に1人を限度として、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を含むことができる。

3 博士課程医学領域委員会委員長は、委員候補者を博士課程医学領域委員会に報告する。

4 博士課程医学領域委員会は、前項の報告に基づいて審議し、その結果を教授会に提案する。

5 教授会は、前項の提案に基づき、論文審査委員を決定する。この場合において、論文審査委員

の中に他の研究科等の教員等を含むときは、その教員等の資格を教授会が判定するものとする。

(論文審査委員会委員長)

第23条 第7条の規定を準用する。

(学位論文の評価基準)

第23条の2 第7条の2の規定を準用する。

(学力の確認の通知)

第24条 論文審査委員会は、学位細則第12条に規定する学力の確認を行う場合は、実施日の14日前までに本人に通知するものとする。

(学位論文公聴会)

第25条 第9条の規定を準用する。

(博士論文審査等の結果の報告)

第26条 論文審査委員会委員長は、博士論文審査等の結果を以下の書類により、教授会に報告する。

- (1) 博士論文審査の結果の要旨(別記様式第7号)
- (2) 専攻分野に関する学力の確認の結果の要旨(別記様式第13号)

(学位授与の判定)

第27条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について、審議し、教育部長に報告する。

(博士論文の公表)

第28条 第12条の規定を準用する。

4 その他

(その他の事項)

第29条 その他必要な事項は、博士課程医学領域委員会の議を経て、博士課程医学領域委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 博士課程医学領域学位論文審査要項(平成平成16年4月1日制定)は廃止する。

16 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域学位審査実施要領

制 定 平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この要領は、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域学位審査要項(以下「学位審査要項」という。)に定めるもののほか、学位審査等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(論文博士の研究歴に関する事項)

第2条 大学における医員としての期間は、学位審査要項第13条第2項第1号に掲げる研究歴としてみなす。

第3条 大学における医員(研修医)として又は次の各号に掲げる施設において、当該研修期間が1年を超えるときは、その超える期間について、前項に準じて取り扱うものとする。

- (1) 厚生労働大臣の指定する臨床研修指定病院
- (2) 前号に準ずると認められる施設

第4条 学位審査要項第13条第2項第4号に規定する「権威ある研究施設」とは、次の各号に掲げる研究施設とする。

- (1) 理科系の国公立大学及び国立大学附置研究所
- (2) 文部科学省所轄の研究機関及び国立大学共同利用機関のうち博士課程医学領域委員会が認めた施設
- (3) 厚生労働省の附属機関研究所及び附属センター等で博士課程医学領域委員会が認めた施設
- (4) 文部科学省科学研究費で科学研究を行う機関として、文部科学大臣の指定した医学関係機関のうち博士課程医学領域委員会が認めた施設
- (5) 前各号と同等以上と博士課程医学領域委員会が認めた研究機関(外国の大学及び研究機関を含む。)

(課程博士の在学期間短縮による修了の要件)

第5条 山梨大学大学院学則第38条に規定する「優れた研究業績を上げた者」とは、次の各号を満たす者であること。

- (1) 主論文は、広く世界に通用する雑誌に掲載又は受理されたものであり、その内容が学問的にも価値が特に高いものであること。
- (2) その専門分野では確立した高い評価のある雑誌に投稿し受理されている論文を一編以上参考論文として提出できる者又は権威ある国際学会において特別講演、シンポジウム及びワークショップで研究発表を行った者。
- (3) 博士課程医学領域委員会が、特に優れた研究業績を上げた者と認めた者。

(学位の授与)

第6条 博士課程を修了する者に係る学位記の授与及び論文提出により学位の授与を申請する者に係る学位記の授与は、3月、6月、9月及び12月とする。

(その他の事項)

第7条 その他必要な事項は、博士課程医学領域委員会の議を経て、博士課程医学領域委員会が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 博士課程医学領域学位論文審査実施細則は廃止する。

17 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域先進医療科学専攻・生体制御学専攻長期履修学生制度細則

制 定 平成28年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨大学大学院学則（以下「学則」という。）第19条の2の規定に基づき、山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域先進医療科学専攻・生体制御学専攻（以下「博士」という。）の長期履修学生について、必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修学生は、職業を有している等の理由により学則第18条第3項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超え、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する者を対象とする。

(長期履修期間)

第3条 長期履修学生の履修期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者のうち長期履修学生として認められた者については、標準修業年限を含めて5年、6年、7年又は8年とする。
- (2) 在学中から長期履修学生として認められた者については、標準修業年限の未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。
- (3) 4月入学者は、4月から開始し、10月入学者は、10月から開始する。
なお、学年の途中から長期履修学生となることはできない。

(申請の手続き)

第4条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- (2) 在職等証明書（様式は定めない）

2 申請書類の提出期間は、原則として次の各号に掲げる日までとする。

- (1) 入学資格を有する者は、原則として入学手続き時に前項に規定する書類を提出するものとする。
- (2) 在学生で希望する者のうち、4月入学者は長期履修開始前の2月末日、10月入学者は長期履修開始前の8月末日までとする。

(長期履修期間の変更)

第5条 許可された長期履修期間の延長又は短縮は1回限りとし、希望する者のうち、4月入学者は適用前の2月末日、10月入学者は適用前の8月末日までに、長期履修期間変更申請書（別紙様式2）を学長提出しなければならない。

(在学年限)

第6条 長期履修学生の在学年限は、許可された長期履修期間に4年を加えた年数を超えることができない。

(許可)

第7条 長期履修の可否については、山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会（以下「教育部教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(授業料の額)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

(1) 履修期間5年 国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程（以下「授業料等に関する規程」という。）に定める年額の5分の4

(2) 履修期間6年 授業料等に関する規程に定める年額の6分の4

(3) 履修期間7年 授業料等に関する規程に定める年額の7分の4

(4) 履修期間8年 授業料等に関する規程に定める年額の8分の4

(5) 長期履修期間を終了した後、なお在学する者は授業料等に関する規程に定める年額

(6) 10円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。

2 第5条の規定により長期履修期間の短縮を認めたときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、最終履修年度に徴収するものとする。

3 長期履修学生が退学するときは、本来納付すべき授業料の総額から既に納付済みの授業料の合計額を差引いた金額を、退学時に徴収するものとする。

(資格の喪失)

第9条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に申し出なければならない。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、長期履修学生について必要な事項は、教育部教授会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年4月1日から実施する。

2 前項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前に山梨大学大学院医学工学総合教育部に入学し、引き続き在学する者については、従前の例による。

3 山梨大学大学院医学工学総合教育部博士課程医学領域先進医療科学専攻・生体制御学専攻長期履修学生制度要項（平成19年4月1日制定）は廃止する。

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域
先進医療科学専攻・生体制御学専攻長期履修申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専攻名 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____

下記により、長期履修を申請します。

1 長期履修を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 長期履修の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年間)

(入学者は、標準修業年限を含め、5年・6年・7年又は8年間とする。)

(在学者は、標準修業年限の未就学年数の2倍に相当する年数内とする。)

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学領域
先進医療科学専攻・生体制御学専攻長期履修期間変更申請書

山 梨 大 学 長 殿

(申請者)

専 攻 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____

下記により、長期履修の期間変更（ 延長 ・ 短縮 ）を申請します。

1 長期履修の期間変更を必要とする理由

2 指導教員の意見

指導教員氏名 _____ 印

3 当初認定された長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)

4 変更予定の長期履修期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (年間)